

## 軍政下におけるミャンマーの市場経済化と今後の政策課題

(明治学院大学国際学部教授 江橋正彦)

はじめに

1988年の民主化暴動を契機に国軍がクーデターで政権を掌握、ミャンマーはSLORC(国家法秩序回復評議会)による軍政に移行した。民主化暴動を武力で鎮圧した事を理由に国際経済制裁を受けることになったSLORCは、88年に民間貿易の自由化、外国投資法の制定、国境貿易の合法化など対外開放と市場経済化に踏み切り、翌89年には、1963年から26年の長きにわたった「ビルマ式社会主義」を正式に放棄した。

暴動によって多くの生産設備が破壊されるなど混乱に陥ったため、88年のミャンマー経済は大きく落ち込んだが、その後、対外開放と市場経済化の成果が徐々に現れ、1992年～96年の平均実質GDP成長率は7.3%を記録した。90年の総選挙でNLD(国民民主連盟)に敗れた後も「政権の座に居座る軍政」に対する国際経済制裁が一層強化されるなかでの高度成長であった。

しかし、ミャンマーが大きな期待を持ってASEANに加盟した1997年に、皮肉にも隣国タイで通貨危機が発生、それが東南アジア全域に拡大したことからミャンマー経済はその間接的影響を受けることとなった。マイナス成長は免れたものの、97年以降成長率は大きく鈍化し、通貨の下落、インフレの激化、外貨準備の減少などに見舞われている。そればかりか、経済防衛のために、経済改革の動きはほとんど止まり、一時的に「内向きの統制」が復活しつつあるように見える。

本稿のねらいは、ミャンマーが現在の苦境から脱出し、今後、持続的な経済発展軌道に乗るための条件と方策を検討することにある。そのために、1～2章で、ミャンマーの市場経済化後の経済発展プロセスと構造変化を概観し、市場経済移行10年のパフォーマンスを分析する。3章では、アジア通貨・金融危機のミャンマー経済への影響とミャンマー政府の対応についてふれる。4章では、ミャンマー経済が抱える主要な構造問題を抽出し、それら相互間の関係をみる。最後の5章で、ミャンマーの構造問題を解決するための政策課題のいくつかについて、暫定的な提言を試みる<sup>1</sup>。

### 1章 「ビルマ式社会主義」から市場経済への転換

1962年にクーデターによって政権を掌握したネ・ウィン軍事政権(革命評議会)は、それまでの議会制民主主義と「自由放任」の経済政策を捨て、「ビルマ式社会主義」を採用した。「ビルマ式社会主義」は、マルクス・レーニン主義に基づくプロレタリアート独裁によ

---

<sup>1</sup> 筆者は、1998年11月～99年2月末まで約3ヶ月間ミャンマーに滞在し、ミャンマー経済の研究を行った。その際の観察に基づき、99年3月、“Some Comments on the Economic Policy of Myanmar”と題して、ミャンマーの経済政策のあり方についてのペーパーをミャンマー政府(外務大臣、エーベル議長府付大臣、国防省戦略研究所)に提出した。本稿はそのペーパーの1部を含んでいる。なお、ミャンマー政府は、私の提言の1部を早速採用、6月に電力料金および石油料金の大幅改定や10%の輸出税の廃止などの措置を実施に移した。

る国家建設を目指した旧ソ連や中国・ベトナムとは異なり、「生産手段の国有化（ビルマ化）と経済統制による国家主導型の経済開発を目指す」という点においてのみ他の社会主義との共通項があった。その意味では、「マルクスなき社会主義」であったとも云えよう<sup>2</sup>。

ネ・ウィン政権が「ビルマ式社会主義」を採用した背景には、第 1 に、独立後も、植民地時代と変わらずミャンマー経済の大半は英国資本、インド人地主、中国人商業資本に牛耳られていたため、国有化によって経済の支配権をミャンマー人の手に取り戻すこと、第 2 に、ミャンマーの民間資本や市場経済が育っていない状況下で経済発展を進めるには国家が統制によって資本を蓄積し、再配分する役割を担う必要があったこと、第 3 に独立後から活発化した少数民族の独立を求める武装闘争や共産勢力の武装活動を鎮圧し、国民国家統合を実現するというねらいがあったとみられる。

1963 年から開始された国有化政策は、英国人、インド人、中国系住民の国外流出をもたらした。当然ながら英国、インド、中国など伝統的な貿易相手国との経済関係の大幅な縮小を招いたばかりでなく、ミャンマーにその後、「自力更生」型の閉鎖的な対外経済政策を選択させることとなった<sup>3</sup>。

しかし、この閉鎖的な「ビルマ式社会主義」は結果的にミャンマーに長期にわたる経済停滞をもたらすこととなった。1961/62 年度から 1971/72 年度の 10 年間の実質 GDP 成長率は 3.2%にすぎず、この間の人口増加率 2.2%を考慮に入れると、1 人あたり GDP の伸びは年率わずか 0.9%にすぎなかった。この間の粗の増産率は人口増加率を下回る 1.8%にすぎず、1 人あたりの米の供給量は減少を続けた<sup>4</sup>。

1974 年に革命評議会による「軍政」からビルマ社会主義計画党の 1 党独裁による「民政」に形式的に移管した政府は、まもなく若手将校によるクーデター未遂事件などの政治的危機に直面し、国営企業改革や金融セクター改革などさまざまな改革に着手することとなった。農業分野では米の供出価格が引き上げられ、高収量品種が導入された。さらに、従来の「自力更生」路線を転換し、日本など外国からの援助を受け入れることとなった。この一連の改革と援助資金の流入によって、70 年代半ばから 80 年代初頭にかけて経済は年平均 5%台の成長をみた。しかし、80 年代半ばに入ると再び経済は低迷、財政赤字と経常収支赤字は拡大し、高水準のインフレが続いた。インフレを抑制するために政府が 85 年と 87 年に行った高額紙幣の「廃貨」は 87 年の農産物の取引自由化に端を発した食糧価格の高騰とあいまって国民の怒りを買ひ、88 年 3 月以降の反政府・民主化暴動に発展した。

1988 年 9 月にクーデターで政権を奪取し、暴動を鎮圧した SLORC は、すぐさま「ビルマ式社会主義」を放棄し、市場経済化に乗り出した。このいち早い政策転換は、国軍内

<sup>2</sup> テイラーによると、「ビルマ式社会主義」のイデオロギーは、「漠然としているが、テーラバダ仏教の哲学的認識論を基礎とし、マルクスから分析ツールを、レーニンから政治的アイディアを取り入れたもの」と定義されている。実際、このイデオロギーは唯物論によらず、「精神世界の領域において、資本主義も共産主義も批判している」～Robert H. Taylor, 'The State of Burma', University of Hawaii Press, 1987, pp.360-364.

<sup>3</sup> ミャンマーの GDP に占める貿易依存度は、1960 年の 40%から 70 年に 26%へ低下し、さらに 77 年には 13%にまで低下した。Taylor, 同上書, pp.299.

<sup>4</sup> Ministry of Planning and Finance, Report to the Pyithu Hluttaw on the Financial, Economic and Social Conditions for 1976/77.

部で民主化暴動以前から社会主義政策の放棄を検討していたことを予想させるものである。民主化暴動前の87年に統制経済の根幹をなす供出制度や計画栽培が廃止され、農産物取引の自由化がすでに打ち出されていたことは、そのひとつの現れとみられる。

SLORCが市場経済への転換を打ち出した背景には、もちろん「ビルマ式社会主義」が小手先の改革ではもはや制度的にもたなくなっているとの認識を国軍のリーダーが持つに至っていたことが大きい<sup>5</sup>が、中国やベトナムの農業分野を中心とする改革の成功や80年代後半以降、タイ、マレーシアなど近隣諸国が外国直接投資を利用して目覚ましい経済発展を遂げはじめたことが影響を与えたものと推測される。

## 2章 市場経済化と構造変化

### 1) 緩やかな改革プロセス

民間貿易の自由化、外国投資法の公布、国境貿易の開始から始まった軍政(SLORC)による市場経済化のプログラムを分野別、年次別に整理したのが、図2-1である。96年までの改革は、価格・為替レート、財政、国有企業、金融システム、民間企業育成、貿易自由化、外資導入、農業など広範な分野にまたがっているが、その市場経済化アプローチは全体の青写真をもった体系的なものとはほど遠く、注意深く試行錯誤的にきわめて緩やかな速度で行われているという印象をもつ。

為替レート改革は2重為替レートを維持しながら、FEC(外貨兌換券)を発行して、徐々に市場レートに近づけるというアプローチをとっている。価格についても、電力、通信、石油、医薬品など国有企業が供給する財・サービスの価格が低く押さえられており、必ずしも需給関係を反映したものとはなっておらず、価格体系にまだ歪みが残っている。米の供出制度についても、87年9月に一旦廃止されたが、その後、米価が高騰したため、公務員・軍人に配給する米や備蓄用米を確保することをねらいとして、1988/89年度以降1エーカーあたり12バスケットという緩やかな供出制度を復活させている<sup>6</sup>。

国有企業改革については、まず、国営企業の独占分野を絞り、それ以外の分野への民間企業の参入を解禁し、その後、コンサインメント契約、バイバックシステムなどの形での民間との業務提携や民間との合弁事業、民間への経営委託・リースなどが認められるようになった。民営化プログラムは1995年から始められ、小規模企業、不採算企業からきわめて緩やかな速度で国内民間企業に売却する形で進められている。

貿易の自由化は、国家が独占していた貿易を民間の輸出入業者に開放する形で進められたが、米、チーク材、石油製品、天然ガス、真珠、宝石、鉱物は依然、国家が独占的に行っている。

このように、ミャンマー政府の改革アプローチはきわめて緩慢だが、軍政側には、そうならざるを得ない事情もあると考えられる。厳しい国際世論の攻撃にさらされ、欧米諸国

<sup>5</sup> 1998年11月の国防省戦略研究室の軍人へのインタビューによる。

<sup>6</sup> 工藤年博、「第1章 経済発展と経済政策」、『国別通商政策研究事業報告書：ミャンマー』、アジア経済研究所、平成9年3月、p.24。供出割合は、ミャンマーの全米生産高のほぼ1割と推定されている。

などから経済制裁を受けていることもあり、政府は改革の当面のコストを最小限にとどめ、再び88年のような社会不安が起こらないよう慎重に配慮していることに加え、外国資本に依存しすぎることに対する強い警戒などがその背景にあると考えられる。

図1 ミャンマーの市場経済化への取組み

分野	1987-1990年	1991-1996年	1997-1999年 (アジア経済危機後の措置)
価格・為替レート改革	農産物取引の自由化 (1987年9月)	FEC(外貨兌換券)発行 (1993年2月) FEC取引センター開設 (1995年12月)	電力料金・石油料金の値上げ調整 (1999年6月)
財政改革	商業税の導入 (1990年2月)	所得税法改訂 (1991年2月) 関税評価用為替レートの段階的切り下げ開始 (1996年6月) 中期国債の発行 (1993年12月)	
国営企業改革	「国営企業法」の公布と12業種以外への民間の参入解禁 (1989年3月) 国営企業勘定の国家基金勘定(SFA)への統合 (1989年4月)	国営企業民営化委員会・評価委員会設立 (1995年1月)	
金融システム改革・資本市場整備	投資商業銀行設立 (1989年9月) 「金融機関法」・「中央銀行法」 「農業農村開発銀行法」の公布 (1990年7月)	「預金銀行法」公布、民間銀行設立開始 (1992年3月) 「ミャンマー保険法」公布 (1993年7月) 中期国債の発行 (1993年12月) ミャンマー証券取引センター設立 (1996年6月)	民間9行の外為取引取消し (1998年3月) 民間銀行2行の外資との合併銀行覚書を保留 (1998年)
民間企業育成	民間貿易の自由化 (1988年10月) 民間貿易業者の外為口座開設を許可 (1989年1月) ミャンマー商工会議所再開 (1989年1月) 「国営企業法」の公布と12業種以外への民間の参入解禁 (1989年3月) 初の国内企業向け工業団地設立 (1989年) 「民間工業企業法」公布 (1990年11月)	「家内工業振興法」公布 (1991年10月) 「ミャンマー市民投資法」公布 (1994年10月) 「工業開発委員会」設立 (1995年7月)	
貿易自由化	民間貿易の自由化 (1988年10月) 中国との国境貿易開始 (1988年11月) 民間貿易業者の外為口座開設を許可 (1989年1月) タイ・バングラデシュとの国境貿易開始 (1989年4～6月) 民間貿易業者の輸代金(外貨)の100%保有を許可 (1990年3月)	インドと国境貿易協定締結 (1984年1月)	FEC引当の外貨送金を5万ドルに制限 (1997年7月) 国境貿易のドル決済化 (1997年11月) 輸出品に2%の所得税を課税 (1997年12月) 非必需品(リストB)の輸入を輸入の20%までに制限 (1998年3月) 輸入禁止品目リストに9品目追加 (1998年3月) 国境貿易での輸出に10%課税 (1998年3月) 全輸出品に8%の商業税を課税 (1999年1月)
外資導入	「外国投資法」公布 (1988年11月)		
農業	農産物取引の自由化 (1987年9月) 計画栽培制度の廃止 (1988年) 米の供出制度の1部復活 (1988年)	開墾者に5,000エーカーまでの土地リースを許可 (1992年)	新規開墾地で生産された米の50%までの輸出を許可 (1998年)
出所) アジア経済研究所「アジア動向年報」(各年次版)、同「国別通商政策研究報告書:ミャンマー」平成9年3月、Myanmar "Trade Bulletin" などより作成			

## 2) スローな産業構造変化

表 2-1 は市場経済化を開始して以降のミャンマーとベトナムの構造変化を示したものである。この表から明らかになることは、第 1 にミャンマーもベトナムも農業国であり、農業が民間セクターに扱われていることもあり、市場経済への移行の当初から小さな国家セクターをもって出発した。ミャンマーの国家セクターはベトナムよりもさらに小さかった。移行開始からの変化は、ミャンマーでは個別産業を見ると、民間が国家セクターのシェアをかなり奪っているが、全体で見ると、国家セクターのシェアはほぼ 22% で維持されている<sup>7</sup>。他方、ベトナムでは、個別産業で見ても、全体で見ても、国家セクターのシェアが拡大しており、民間セクターの活動が活発ではないことがわかる。

	ベトナム		ミャンマー		備考
	1990年	1998年	1990/91年	1998/99年	
1、セクター別生産比率(%)					固定価格ベース。出所は2)、3)による。
国営セクター計	32.5	37.9(97)	22.0	22.5	
民間セクター計	67.5	62.1(97)	78.0	77.5	
民間鉱業	na	na	12.6	62.2	
民間製造業	37.2	22.3(94)	66.8	73.1	ベトナムの数値は鉱業、製造業、電力、建設を含む工業全体
民間建設業	41.9	40.4(94)	15.2	31.6	
民間金融業	1.6	0.7(94)	5.1	41.1	
民間商業	55.5	54.9(94)	69.8	78.4	ベトナムの数値は商業を含むサービス全体
2、産業別生産構造(経常価格%)					出所は1)による。
農林漁業	37.5	26.0	57.3	57.9	
工業	22.7	32.7	10.5	11.1	鉱業、電力、建設を含む
製造業	na	na	7.8	7.7	
商業・サービス	39.9	41.3	32.2	31.0	
3、産業別生産構造(固定価格%)					出所は1)による。
農林漁業	40.6	25.2	47.8	43.9	
工業	22.5	33.1	13.1	16.5	鉱業、電力、建設を含む
製造業	na	na	9.1	9.2	
商業・サービス	36.8	41.7	22.7	20.9	
4、雇用構造(%)					出所は2)、3)による。
国営セクター計	11.3	8.9(97)	na	na	
民間セクター計	88.7	91.1(97)	na	na	
農林漁業	74.6	67.2(97)	69.1	65.9(97)	
工業	12.1	12.1(97)	9.0	12.2(97)	鉱業、電力、建設を含む
製造業	na	na	7.2	9.1(97)	
商業・サービス	13.3	20.7(97)	19.0	20.5(97)	
5、投資・貯蓄率(GDP比%)					出所は1)による。
粗投資率	12.6	28.7	13.4	12.8	
粗貯蓄率	2.9	21.4	11.7	12.1	
I/Sギャップ	-9.7	-7.3	-1.7	-0.6	
6、工業製品輸出比率(%)	29.2	37.3(96)	7.8	16.3(97)	出所は1)による。
7、M2/GDP(%)	33.7(92)	24.0	35.6(92)	36.4	出所は1)による。
8、税収/GDP(%)	11.5	17.5(97)	6.2	3.6(97)	出所は1)による。
出所) 1)ADB, Key Indicators, 1997、1999					
2)Vietnam: GSO, Statistical Yearbook					
3)Myanmar:Review of the Financial, Economic and Social Conditions, 1997/98					
より作成。					
注) ( )内は年度を示す。ミャンマーの会計年度は、4月～翌年3月まで。					

第 2 のポイントは、産業構造変化である。生産、雇用の双方において、ミャンマーの構造変化はベトナムよりもきわめて緩やかである。この原因はミャンマーの経済成長が緩やかであったことを反映している。たしかに、92年以降のミャンマー経済の発展は好調であったが、成長したとはいっても、1988年の暴動で多くの生産設備が破壊され、同年

<sup>7</sup> 表 2-1 で示された各産業分野で民間セクターのシェアが増大していることから判断すると、国営セクターのシェアが90年時点よりもさらに低下してもおかしくないが、GDP全体で見るとほとんど変わっていない。多分、国家が独占的に供給する電力、通信、行政サービスの成長が他の産業分野での国家セクター・シェアの低下分を補っているものと考えられる。

度のGDPが11%も下落した後の遊休設備の稼働という復興的要因があったことを見逃してはならない。実際、自由化に転じた1988年度以前のピークであった1985年度と比べると、1996年度までの平均成長率は、約2%にとどまり、一人当たり所得の伸びは、年率わずか0.2%にすぎなかった。図2-2に見るように、GDPが1985年のピーク時を超えたのは92年のことであり、1人あたりGDPが85年を上回ったのは、96年のことであった。より長期でみた時のこの低成長が、ミャンマーのスローな産業構造変化の背景にあることは事実である。

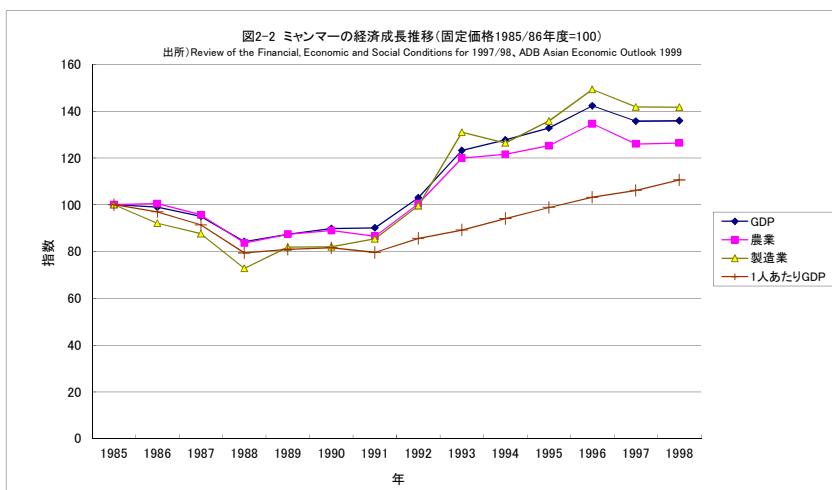


表2-2 ヤンゴン市における家計支出調査比較  
(月間の支出内訳の比率)

(単位: %)

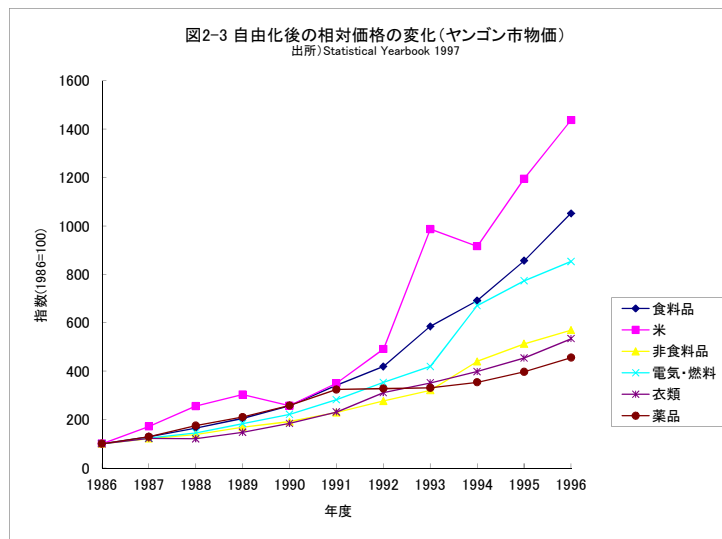
	1978年	1986年	1989年	1996年	1986年比
Total	100.00	100.00	100.00	100.00	
1.Food & beverages total	64.67	64.93	67.90	64.69	-
Rice	13.18	9.79	12.59	15.45	+
Pulses	1.12	1.91	1.31	1.43	-
Meat	7.81	10.68	5.31	6.12	-
Eggs	1.37	1.84	1.15	1.91	+
Fish (fresh)	8.84	10.34	10.31	6.59	-
Fish (dried)	1.09	0.56	2.30	1.59	+
Ngapi & Nganpyaye	3.23	2.11	2.60	1.63	-
Cooking oil & fat	6.68	9.17	6.76	4.14	-
Fruits & vegetables	4.63	4.04	3.49	4.90	+
Spices & condiments	5.30	5.68	4.47	3.55	-
Beverages	1.49	1.67	3.33	2.27	+
Sugar & othe food	0.94	1.56	4.06	1.46	-
Milk & milk products	0.95	0.90	2.63	0.75	-
Other miscellaneous food	8.04	4.68	7.59	12.90	+
2.Non-food total	35.33	35.07	32.10	35.31	+
Tobacco	3.32	2.33	2.06	0.86	-
Fuel & light	6.95	7.17	6.10	5.17	-
Clothing & apparel	5.69	5.14	3.97	3.42	-
Personal use goods	1.43	1.93	1.43	1.87	-
Cleansing & toilet	3.87	3.03	3.88	2.71	+
Stationery & school supplies	1.32	1.22	0.57	0.59	-
Crockery	0.12	0.13	0.09	0.29	+
Furniture	0.32	0.28	0.20	0.41	+
Medical care	2.43	1.87	2.58	1.44	-
House rent & repair	3.38	3.05	2.07	3.91	+
Recreation	0.51	0.43	0.10	0.41	-
Charity & ceremonials	2.71	1.33	2.55	3.94	+
Travelling expenses	2.95	4.79	4.98	5.60	+
Education	na	2.21	1.17	1.39	-
Other expenses	0.37	0.16	0.35	3.30	+

出所) Statistical Yearbook各年版

1人あたり所得の長期にわたる停滞は家計所得にも表れている。表2-2は、ヤンゴン市における家計支出調査の推移を見たものだが、エンゲル係数は市場経済への移行後もほとんど変化がない。それどころか、肉や魚などの蛋白摂取が減少しており、少なくともヤンゴン市民の食生活は悪化している様子がうかがわれる。

なお、さきの表2-1に見られるように、經常価格ではミャンマーの農業生産のシェアがこの間に高まっているが、固定価格で見ると、わずかながら農業生産のシェアの低下と工業生産のシェアの増加が見られる。これは、基準年次の1985/86年以降、農産物の工業製品などに対する相対価格が価格自由化によって大幅に上昇したことを意味する(図2-3参照)。他方、電力、エネルギーをはじめ、国営企業の提供する工業製品やサービスの価格は低く抑えられた。この結果、1989年度以降、農民の生活水準はかなり向上したはずである。デルタ地帯を中心に、テレビ、VTR、冷蔵庫、バイク、ハンド・トラクターなどの保有が増加しているとの話はこれを裏付けるものである。また、固定価格ベースでみても、商業・サービスのウェイトが低下している主な原因は、自由化後に急速に発展したこれら民間セクターの経済活動が統計に充分反映されていないことにあるように思われる。





第3のポイントは、①投資率・貯蓄率、②工業製品輸出比率、③税収のGDP比という項目における構造変化である。ベトナムと比べると、いずれの項目においても、ミャンマーの指標は劣っており、もともと低かった税収のGDP比に至っては移行初期段階よりさらに大きく落ち込んでいる。貿易依存度も、開放政策をとったにもかかわらず、16.4%と変わらず、国際分業を経済発展に活かすことができないでいる。国際経済制裁を受けているため、援助や外国直接投資の流入が限定されていることの影響が大きい。総じて、ミャンマーの移行プロセスにおける構造変化はベトナムと比べるとダイナミズムに欠けると云える。

### 3) 貿易構造の変化

(貿易統計の乖離について)

ミャンマーの貿易について見る際に、はじめに留意しておくべきことはミャンマーの貿易統計と貿易相手国から見た統計 (IMF Direction of Trade) との著しい乖離についてである。表 2-3 に示すように、乖離の幅は、1995年度あたりからさらに拡大しており、1995年度における乖離幅は、ミャンマーの輸出で約55%、輸入で約44%のミャンマー側統計数値の過少となっている。乖離の理由は、いくつかある。第1に、比較する統計のベースの違いである。ミャンマーの統計の会計年度は4月から翌年の3月までで、暦年ではない。また、ミャンマーの輸入はCIF、輸出はFOBベースで、IMF/DOTは輸出入ともにFOBベースである。CIFとFOBとの差は、相手国によって異なるが、近隣アジア諸国が相手国の場合5%程度と見てよいだろう。また、ミャンマーの輸入統計が原産国表示となっており、IMF/DOTが仕向け国表示であることも乖離の原因のひとつである。さらに、欧米諸国の経済制裁もあることから、ミャンマーの貿易において、香港、シンガポール、中国、タイなどを中継地として利用することも多く、これが、貿易相手国別に見た貿易数値を大きく変えていることも事実である。なお、図 2-3, 2-4 はミャンマー側統計でみた輸出相手国とIMF/DOT統計でみた際の国別輸出入額の乖離の大きさを示したものである。

ミャンマーの輸出においては、とくにインド、中国、タイ、シンガポールの数値に大きな乖離が、ミャンマーの輸入においては、日本、中国、シンガポールの数値に大幅な乖離がそれぞれ見られる。

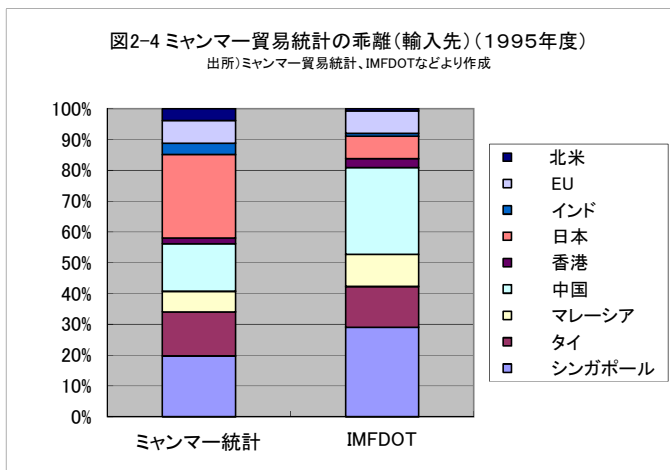
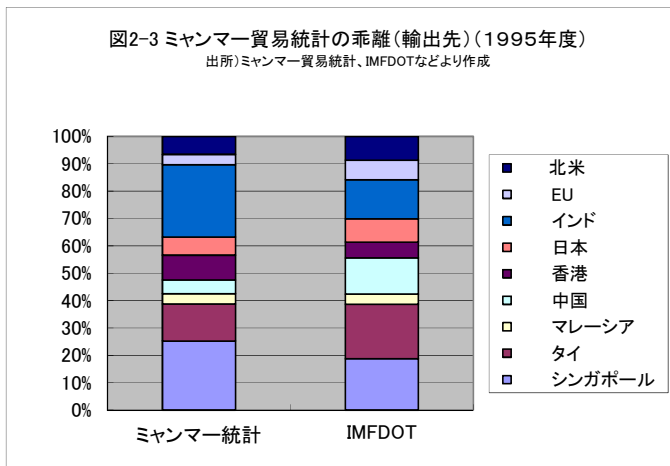


表2-3 ミャンマー貿易統計の乖離

(ミャンマーの輸出)

(単位:100万ドル)

	1993/94			1994/95			1995/96			1996/97		
	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%
タイ	127.4	141.0	-10.7	92.1	143.0	-55.3	95.1	203.0	-113.5	92.1	206.0	-123.7
シンガポール	136.1	101.0	25.8	150.0	128.0	14.7	175.5	192.0	-9.4	170.4	191.0	-12.1
中国	34.4	150.0	-336.0	47.1	130.0	-176.0	34.7	135.0	-289.0	56.9	125.0	-119.7
日本	30.7	65.0	-111.7	44.5	69.0	-55.1	45.6	86.0	-88.6	63.3	94.0	-48.5
香港	76.1	56.0	26.4	45.7	50.0	-9.4	63.9	58.0	9.2	70.0	59.0	15.7
インド	110.0	106.0	3.6	118.0	109.0	7.6	184.4	146.0	20.8	157.2	135.0	14.1
EU	20.3	63.0	-210.3	16.3	68.0	-317.2	27.1	72.0	-165.7	47.5	102.0	-114.7
米国	25.1	46.0	-83.3	46.3	66.0	-42.5	38.4	79.0	-105.7	43.6	106.0	-143.1
輸出合計	692.1	1,005.0	-45.2	917.4	1,069.0	-16.5	896.9	1,395.0	-55.5	928.5	1,404.0	-51.2

注)

1、ミャンマー側統計は、4月から翌年3月までの会計年度。IMFDOTはカレンダー年。ともにFOBベース。

2、タイ、中国、日本、EU、米国向け輸出はミャンマー側統計では過少に計上されている。過少申告のほか、香港、シンガポールなど第3国からのこれら諸国への輸出がかなりあることを示している。

3、輸出総額における乖離は、ミャンマー側輸出の過少申告によると見られる。

(ミャンマーの輸入)

(単位:100万ドル)

	1993/94			1994/95			1995/96			1996/97		
	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%	ミャンマー統計	IMFDOT	乖離率%
タイ	141.7	145.0	-2.3	140.9	223.0	-58.3	234.5	318.0	-35.6	201.6	286.0	-41.9
シンガポール	134.3	368.0	-174.0	206.3	430.0	-108.4	323.6	701.0	-116.6	472.3	794.0	-68.1
中国	206.5	357.0	-72.9	173.0	406.0	-134.7	255.0	680.0	-166.7	188.9	573.0	-203.3
日本	330.7	110.0	66.7	333.1	75.0	77.5	445.6	173.0	61.2	417.1	279.0	33.1
香港	22.1	45.0	-103.6	42.9	49.0	-14.2	30.1	69.0	-129.2	54.0	101.0	-87.0
インド	46.1	16.0	65.3	52.4	26.0	50.4	61.3	23.0	62.5	102.0	50.0	51.0
EU	74.6	119.0	-59.5	56.8	131.0	-130.6	120.2	173.0	-43.9	79.3	212.0	-167.3
米国	46.3	14.0	69.8	17.3	12.0	30.6	64.0	18.0	71.9	94.8	35.0	63.1
輸入合計	1,297.1	1,420.0	-9.5	1,414.2	1,755.0	-24.1	1,831.9	2,641.0	-44.2	1,992.9	2,896.0	-45.3

注)

1、ミャンマー側統計は、4月から翌年3月までの会計年度。IMFDOTはカレンダー年。ミャンマー側統計はCIF、IMFDOTはFOBベース。

2、ミャンマー側統計は原産国表示、IMFDOT(貿易相手国側統計)の多くは仕向け先国表示。

3、ミャンマー側統計によるシンガポール、香港、中国、EUからの輸入が相手国側統計から見た場合よりもかなり少ない理由は、これらの国を経由した再輸入が多いことを示す。逆に、日本、インド、米国からの輸入が相手国統計よりも大きく出ているのは、これらの原産国産品がほかの国を経由していることを示している。

4、輸入合計の乖離率は、1994/95年度以降拡大している。ミャンマー側統計がCIFベースであることを考えると、実際の乖離幅はさらに約9%(CIFとFOBの差)ほど大きいと考えられる。

第2に、ミャンマーの貿易統計では、委託加工方式 (CMP: Cutting Making Packing) による原材料の輸入、製品の輸出がともに貿易統計からはずされていることがあげられる。委託加工の形態によるミャンマーの輸出が、95年ごろから急速に拡大しているため、これが95年ごろからの輸出入数値の乖離の要因となっている可能性が高い。

第3に、輸出入時における過少申告の問題がある。輸出時の過少申告は、海外への資本逃避をねらいとしたものと輸出税逃れを目的に行われる。輸入時は、主として輸入関税逃れと輸入枠規制を避けることを目的に行われる。中国、タイ、インドとの国境貿易が多く、その管理が十分でないことも乖離の原因とみられる。

これらの乖離を考慮すると、1) 実際のミャンマーの貿易規模はミャンマーの貿易統計を約5割ほど上回っていること、2) 貿易赤字幅は絶対額では大きくなるが、ミャンマーの公式統計と同様、輸出額対輸入額の比はほぼ1:2であることがわかる。

#### (貿易相手国構成の変化)

表2-4はミャンマー側統計で見た貿易相手国構成の変化を見たものである。ミャンマーの貿易がほぼ8~9割インドを含むアジア地域との貿易となっている。そのうち、東南アジア地域との貿易が約4割程度を占めている。1990年度から1996年度にかけて、ミャンマーの輸出では、1) EU、米国を含むアジア地域以外のウェイトが高まっていること、2) インドとシンガポールがミャンマーの主な輸出先となっていること、3) 中国、タイ

向けの輸出ウェイトが縮小傾向にあることなどがわかる。

ミャンマーの輸入における構成変化は、経済制裁の影響もあってか、1) EU、米国等のその他の地域のウェイトが大きく低下し、東南アジア地域からの輸入ウェイトが高まっていること、2) 日本、シンガポールが主な輸入先となっていること、3) 中国からの輸入ウェイトが低下し、インドからの輸入が増加傾向にあることなどがわかる。

表2-4 ミャンマーの貿易相手国の変化(ミャンマー側統計による)

(ミャンマーの輸出)										
(単位:100万チャット)										
	1990/91	%	1992/93	%	1994/95	%	1995/96	%	1996/97	%
<b>アジア地域計</b>	<b>2,775</b>	<b>93.7</b>	<b>3,055</b>	<b>83.6</b>	<b>4,111</b>	<b>76.1</b>	<b>4,232</b>	<b>83.9</b>	<b>4,403</b>	<b>80.2</b>
東南アジア	1,275	43.0	1,277	34.9	2,373	43.9	2,104	41.7	2,062	37.6
シンガポール	846	28.6	602	16.5	834	15.4	987	19.6	1,007	18.3
タイ	388	13.1	600	16.4	543	10.0	535	10.6	544	9.9
マレーシア	41	1.4	60	1.6	102	1.9	148	2.9	305	5.6
その他のアジア地域	1,500	50.6	1,778	48.6	1,738	32.2	2,128	42.2	2,341	42.7
中国	396	13.4	339	9.3	278	5.1	195	3.9	336	6.1
香港	248	8.4	329	9.0	269	5.0	359	7.1	414	7.5
日本	223	7.5	150	4.1	262	4.8	256	5.1	374	6.8
韓国	16	0.5	28	0.8	40	0.7	72	1.4	53	1.0
インド	524	17.7	616	16.9	695	12.9	1,037	20.6	929	16.9
<b>その他の地域</b>	<b>187</b>	<b>6.3</b>	<b>600</b>	<b>16.4</b>	<b>1,294</b>	<b>23.9</b>	<b>812</b>	<b>16.1</b>	<b>1,085</b>	<b>19.8</b>
EU	92	3.1	106	2.9	96	1.8	152	3.0	281	5.1
北米	5	0.2	76	2.1	284	5.3	259	5.1	267	4.9
<b>合計</b>	<b>2,962</b>	<b>100.0</b>	<b>3,655</b>	<b>100.0</b>	<b>5,405</b>	<b>100.0</b>	<b>5,044</b>	<b>100.0</b>	<b>5,488</b>	<b>100.0</b>
(ミャンマーの輸入)										
(単位:100万チャット)										
	1990/91	%	1992/93	%	1994/95	%	1995/96	%	1996/97	%
<b>アジア地域計</b>	<b>3,875</b>	<b>70.2</b>	<b>4,606</b>	<b>85.9</b>	<b>7,270</b>	<b>87.3</b>	<b>9,107</b>	<b>88.4</b>	<b>10,145</b>	<b>86.1</b>
東南アジア	1,489	27.0	1,722	32.1	3,177	38.1	4,121	40.0	5,002	42.5
シンガポール	532	9.6	576	10.7	1,216	14.6	1,819	17.7	2,971	25.2
タイ	555	10.0	696	13.0	830	10.0	1,319	12.8	1,192	10.1
マレーシア	383	6.9	329	6.1	782	9.4	616	6.0	690	5.9
その他のアジア地域	2,386	43.2	2,884	53.8	4,093	49.1	4,986	48.4	5,143	43.7
中国	1,205	21.8	946	17.6	1,019	12.2	1,434	13.9	1,116	9.5
香港	32	0.6	40	0.7	253	3.0	169	1.6	439	3.7
日本	903	16.3	1,536	28.6	1,963	23.6	2,506	24.3	2,465	20.9
韓国	199	3.6	176	3.3	395	4.7	403	3.9	439	3.7
インド	37	0.7	124	2.3	309	3.7	345	3.3	603	5.1
<b>その他の地域</b>	<b>1,648</b>	<b>29.8</b>	<b>759</b>	<b>14.1</b>	<b>1,062</b>	<b>12.7</b>	<b>1,195</b>	<b>11.6</b>	<b>1,634</b>	<b>13.9</b>
EU	585	10.6	249	4.6	335	4.0	676	6.6	468	4.0
北米	690	12.5	242	4.5	122	1.5	362	3.5	922	7.8
<b>合計</b>	<b>5,523</b>	<b>100.0</b>	<b>5,365</b>	<b>100.0</b>	<b>8,332</b>	<b>100.0</b>	<b>10,302</b>	<b>100.0</b>	<b>11,779</b>	<b>100.0</b>

出所) Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1994/95, 1995/96, 1997/98より作成

他方、相手国側統計 (IMFDOT) からみた貿易相手国構成は上記と若干様相を異にしている (表 2-5)。ミャンマー側統計に比べ、ミャンマーの輸出において、1) EU、米国を中心とするその他の地域のウェイトがより高いこと、2) その他アジア地域、とくに中国、香港のウェイトが近年低下傾向にあること、3) インド向けの輸出のウェイトがミャンマー側統計よりもかなり小さいことなどがわかる。ミャンマーの輸入においては、1) アジア地域、とくに東南アジア地域のウェイトがより高いこと、2) 日本からの輸入が先の統計よりかなり少なく、中国からの輸入がかなり大きいことがわかる。

表2-5 相手国側統計から見たミャンマーの貿易相手国の変化

(ミャンマーの輸出)						
(単位:100万ドル)						
	1992年	%	1994年	%	1995年	%
<b>アジア地域計</b>	<b>619</b>	<b>76.2</b>	<b>726</b>	<b>67.9</b>	<b>1,019</b>	<b>73.0</b>
東南アジア	254	31.3	313	29.3	511	36.6
シンガポール	98	12.1	128	12.0	191	13.7
タイ	128	15.8	143	13.4	203	14.6
マレーシア	17	2.1	25	2.3	38	2.7
その他のアジア地域	365	45.0	413	38.6	508	36.4
中国	119	14.7	130	12.2	136	9.7
香港	45	5.5	50	4.7	58	4.2
日本	43	5.3	69	6.5	86	6.2
韓国	5	0.6	10	0.9	12	0.9
インド	95	11.7	109	10.2	146	10.5
パキスタン	29	3.6	11	1.0	28	2.0
台湾	22	2.7	25	2.3	38	2.7
<b>その他の地域</b>	<b>193</b>	<b>23.8</b>	<b>343</b>	<b>32.1</b>	<b>376</b>	<b>27.0</b>
EU	42	5.2	68	6.4	72	5.2
北米	40	4.9	78	7.3	89	6.4
<b>合計</b>	<b>812</b>	<b>100.0</b>	<b>1,069</b>	<b>100.0</b>	<b>1,395</b>	<b>100.0</b>
(ミャンマーの輸入)						
(単位:100万ドル)						
	1992年	%	1994年	%	1995年	%
<b>アジア地域計</b>	<b>929</b>	<b>82.9</b>	<b>1,581</b>	<b>90.1</b>	<b>2,401</b>	<b>90.9</b>
東南アジア	478	42.7	941	53.6	1,338	50.7
シンガポール	289	25.8	430	24.5	701	26.5
タイ	74	6.6	223	12.7	318	12.0
マレーシア	99	8.8	244	13.9	252	9.5
その他のアジア地域	451	40.3	640	36.5	1,063	40.2
中国	285	25.4	406	23.1	680	25.7
香港	17	1.5	49	2.8	69	2.6
日本	106	9.5	75	4.3	173	6.6
韓国	31	2.8	57	3.2	87	3.3
インド	5	0.4	26	1.5	23	0.9
パキスタン	2	0.2	5	0.3	3	0.1
台湾	2	0.2	14	0.8	24	0.9
<b>その他の地域</b>	<b>191</b>	<b>17.1</b>	<b>174</b>	<b>9.9</b>	<b>240</b>	<b>9.1</b>
EU	78	7.0	131	7.5	173	6.6
北米	6	0.5	12	0.7	19	0.7
<b>合計</b>	<b>1,120</b>	<b>100.0</b>	<b>1,755</b>	<b>100.0</b>	<b>2,641</b>	<b>100.0</b>

出所)IMF Direction of Trade 1998。

ただし、この統計では、タイおよび韓国の数字がえられない。

このため、これら両国の数字はForeign Economic Trends Report: Burma, 1997 による。

したがって、輸出入総額はIMFDOTの数字にタイ、韓国の数字を加えてある。

(貿易商品構造の変化)

表 2-6 はミャンマー側統計による貿易商品構成の変化を見たものである。これによると、ミャンマーの工業製品輸出は96年度においても輸出全体のわずか8%程度にすぎない。しかし、林産物のなかに、ベニア・合板やチーク材製品などの工業製品が含まれているため、これらを加えると全体で15%程度にのぼるとみられる。さらに、この統計から除外されている委託加工による衣類、履物、プラスチック製品、ワイヤーハーネスなどの輸出が95年ごろより急増しているため、98年度現在では、ミャンマーの工業製品輸出は30%程度に達している可能性がある。その他の輸出構成に見られる最近の変化は、えびを中心

とした水産物輸出の増加、農産物における豆類の増加である。

輸入商品構成についてみると、91年度から95年度にかけて消費財輸入が増加したが、その後の輸入規制により、消費財（とくに食品）のウェイトは96年度から大きく低下している。他方、資本財輸入のウェイトは、年々増加傾向にあることがわかる。

表2-6 ミャンマーの貿易商品構造の変化

(ミャンマーの輸出)		(単位:100万チャット)						
	1991/92年度	%	1993/94年度	%	1995/96年度	%	1996/97年度	%
農産物	1,011	34.5	1,358	32.1	2,321	46.1	1,981	36.1
米	251	8.6	268	6.3	440	8.7	128	2.3
豆類	429	14.6	724	17.1	1,358	27.0	1,272	23.2
ゴム等	289	9.9	300	7.1	451	9.0	464	8.5
畜産物	4	0.1	5	0.1	7	0.1	9	0.2
水産物	156	5.3	368	8.7	615	12.2	887	16.2
エビ	na	na	262	6.2	407	8.1	560	10.2
林産物	943	32.2	1,357	32.1	1,275	25.3	1,303	23.7
チーク材・同製品	668	22.8	741	17.5	903	17.9	854	15.6
硬木・同製品	263	9.0	500	11.8	146	2.9	131	2.4
ベニア・合板	na	na	108	2.6	208	4.1	301	5.5
鉱産物	111	3.8	339	8.0	201	4.0	259	4.7
宝石	53	1.8	156	3.7	126	2.5	152	2.8
工業製品	na	na	260	6.2	342	6.8	449	8.2
衣類	na	na	220	5.2	300	6.0	402	7.3
その他(国境貿易を含む)	700	23.9	534	12.6	265	5.3	593	10.8
合計	2,932	100.0	4,227	100.0	5,033	100.0	5,488	100.0
(ミャンマーの輸入)		(単位:100万チャット)						
	1991/92年度	%	1993/94年度	%	1995/96年度	%	1996/97年度	%
消費財	580	10.9	1,391	17.6	2,724	26.4	2,061	17.5
耐久消費財	223	4.2	238	3.0	735	7.1	744	6.3
食料品	168	3.1	842	10.6	1,605	15.6	758	6.4
繊維品	39	0.7	170	2.1	294	2.9	449	3.8
原材料・部品	1,523	28.5	2,128	26.9	2,377	23.1	3,182	27.0
原材料	1,035	19.4	1,820	23.0	2,019	19.6	2,787	23.7
部品	488	9.1	308	3.9	358	3.5	395	3.4
資本財	1,571	29.4	2,777	35.0	3,645	35.4	4,714	40.0
建設機械	415	7.8	508	6.4	1,067	10.4	1,395	11.8
機械設備	471	8.8	824	10.4	798	7.7	1,489	12.6
輸送機器	638	12.0	1,364	17.2	1,624	15.8	1,681	14.3
その他(国境貿易を含む)	1,663	31.2	1,627	20.5	1,556	15.1	1,821	15.5
合計	5,337	100.0	7,923	100.0	10,302	100.0	11,779	100.0

出所) Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1995/96, 1997/98より作成

#### 4) 発展する民間企業の実態

(社会主義時代も民間小工業・商店が存続)

同じ移行経済とは云いながら、社会主義時代のミャンマー経済は中国、ベトナム、モンゴルなどのマルクス・レーニン主義に基づくソ連型の社会主義経済とはかなり異なっていた。土地は国有化されたものの、農業は集団化されなかった。また、工業や商業も大型の企業は1964年から70年代初めにかけて段階的に国有化されたものの、小規模なものは存続が許された。このため、民間セクターの経済活動は国有セクターをしのいでいた。社会主義時代の1985年度においても民間セクターはGDPの61%を占めた。もちろん、農業のほとんどが民間であったことが大きいですが、それでも輸送、商業において民間セクターは国有セクターを上回っていたし、製造業においても43%が民間によって生産されていた<sup>8</sup>。しかし、民間製造業は、国産原料を使った小規模な家内工業が中心であった。

<sup>8</sup> “Report to the Pyithu Hluttaw” for 1987/88.

#### (市場経済化と拡大する民間セクター)

市場経済化は、当然ながら、経済活動に占める民間セクターの割合を高める。それでは、ミャンマーの場合、1988年以降の市場経済化によって民間セクターがどのような発展を遂げたのか、とくに製造業はどう変わったのだろうか？

ミャンマーの民間セクターは、市場経済化以降、広範な分野で着実に発展を遂げている。さきの表 2-1 にみるように、鉱業、製造業、建設、金融、商業の各分野で民間セクターがそのシェアを大きく伸ばしている。まだ国有セクターがほぼ100%生産に携わっているエネルギーを除くと、鉱業セクターは1997年度に民間が約78%を占めるまでになった。製造業も民間がすでに73%を占め、商業は78%を民間が担っている。85年度に国有セクターが独占状態にあった金融セクターも民間銀行の出現で、すでに金融サービスの41%を担うまでに至っている。また、多くの重要製品の輸出をまだ国家が独占しているにもかかわらず、貿易においても、投資においても、今や民間が国家セクターを上回っている。

#### (民間企業の新たな発展)

すでに見たように、社会主義の時代にも小規模な工業、商業などの分野で民間の事業活動が事実上黙認され、しかもその事業所数は増加傾向にあった。しかし、社会主義時代、政府はこれらを企業として認め、それを経済発展のための主体として育成するという考えはなかった。

しかし、1988年9月のSLORCによる市場経済への移行決定を契機に、政府の民間企業に対する政策が抜本的に変わることになった。まず、88年11月に外国投資法を公布するとともに、輸出入の自由化によって、それまで国有企業に独占されていた貿易を米、チーク材、石油製品、天然ガス、真珠、宝石、鉱物を除くすべての品目について民間に開放した。また、89年9月に“国営企業法”を制定し、民間企業の育成を目的として特定12分野を除く国営企業の独占を廃止し、民間企業の参入を認めた。その後、郵便・電気通信、放送・テレビ、電力の3分野を除く9分野においても、国有企業との合弁事業が認められた。さらに、工業の振興をねらいとして、1990年11月に“民間工業企業法”が、91年10月には“家内工業振興法”がそれぞれ公布され、94年10月には、事業開始から3年間の所得税の免税、初期投資に際しての資本財輸入関税の免除など広範なインセンティブを織り込んだ“ミャンマー市民投資法”が公布された。

こうした政府の一連の新政策を背景に、民間の登録企業数は、1990年度の4,655から1993年度に12,819に増加し、1996年度には25,315に急増している。この間に有限会社は816から8,814に約11倍に増え、合資会社は565から1,166に、100%の外国企業・同支店は133から984に、外資合弁企業は32から173にそれぞれ増加した。

#### (製造業の実態)

製造業に従事する事業所は1997年度に合計 53,338 (国営を含む) で、うち民間 (協同組合を含む) が 97%の 51,738 を占める (表 2-7 参照)。1990年度に比べ、民間事業所は約 17,800 増加した。また、表 2-8 は従業員規模別に製造業事業所を分類している。これによると、53,338 事業所 (97 年度) のうち、93.8%が従業員 10 人以下の事業所で占められている。国有の事業所 1,600 の約 51%も従業員 10 人以下の小規模事業所となっている。

なお、民間工業企業法は、1991 年から、一定の条件を満たす工業に従事する事業所に対して第 1 工業省地域工業調整・監査理事会 (Regional Industrial Coordination and Industrial Inspection Directorate)への登録を義務付けている。登録事業所は、土地、電力、金融、資本財輸入へのアクセスのほか、所得税免税等のインセンティブがえられることになっており、民間事業所はすすんで登録しているようである。同法によると、工業従事する事業所は、規模によって以下のように分類されている。

	動力設備能力	投資額	従業員数	年間生産額
小規模	25 馬力以下	100 万チャット以下	50 人以下	250 万チャット以下
中規模	26-50 馬力	100-500 万チャット	51-100 人	250-1,000 万チャット
大規模	50 馬力以上	500 万チャット以上	100 人以上	1,000 万チャット以上

他方、家内工業は、動力設備能力 3 馬力以下、従業員 10 人以下を対象にしており、家内工業省家内工業部に登録することになっているが、こちらは強制ではないため、登録している家内工業はそれほど多くない。

なお、製造業に従事する民間事業所を業種別に見ると、協同組合を含む民間事業所の 56% が食品・飲料 (たぶん精米・精油が中心) に従事している。次いで、雑貨 (16%)、衣類 (8%)、建設資材 (7%) の順となっている。

表2-7 製造業に従事する民間事業所数の推移

	1994年度	(構成比%)	1995年度	1996年度	1997年度	(構成比%)
食品・飲料	27,747	59.6	28,559	28,627	29,036	56.1
衣類	2,966	6.4	3,705	3,819	3,916	7.6
建設資材	3,803	8.2	3,401	3,562	3,614	7.0
身の回り品	1,398	3.0	1,663	1,355	1,381	2.7
家庭用品	249	0.5	457	228	227	0.4
出版・印刷	359	0.8	367	354	367	0.7
工業用原料	2,222	4.8	1,312	1,765	1,810	3.5
鉱産品・石油製品	2,228	4.8	2,691	2,660	2,720	5.3
農業機械	60	0.1	241	82	83	0.2
機械・設備	204	0.4	580	323	331	0.6
輸送機器	146	0.3	172	191	201	0.4
雑貨	5,155	11.1	4,107	7,706	8,052	15.6
合計	46,537	100.0	47,255	50,672	51,738	100.0

注) 民間には協同組合を含む。

出所) Review of the Financial and Economic and Social Conditions,  
Ministry of National Planning and Economic Development 1995/96, 1996/97  
and 1997/98



	国有	%	協同組合	%	民間	%	計	%
10人以下	811	50.7	324	50.9	48,898	95.7	50,033	93.8
10-50人	247	15.4	231	36.3	1,978	3.9	2,456	4.6
51-100人	144	9.0	75	11.8	124	0.2	343	0.6
100人以上	398	24.9	7	1.1	101	0.2	506	0.9
合計	1,600	100.0	637	100.0	51,101	100.0	53,338	100.0

出所) Review of the Financial and Economic and Social Conditions,  
Ministry of National Planning and Economic Development, 1997/98

(第一工業省への登録事業所の実態)

表 2-9 は第一工業省に登録した製造業に従事する民間事業所の業種別内訳を示している。先の事業所数よりかなり少なく、98年12月末現在で3万6,300社となっている。これは、第1工業省に登録した事業所だけである。しかし、業種内訳はこちらのほうが詳しく、ミャンマーの製造業のイメージがより明確につかめる。これによると、登録企業の約35%が精米業、10%が精油（食用油）業となっており、次いで、モーター車・同部品、製材、繊維（織物）の順となっている。

98年12月末現在の民間製造業登録事業所3万6,300社の州・管区別分布を示したのが表 2-10 である。これによると、ミャンマーの製造業企業はヤンゴンだけでなく、マンダレー、バゴー（ペゲー）、サガイン、エーヤワディーなどに広く分散している。社会主義以前の時代もそうであったが、マンダレーとその隣のサガインに多くの企業が存在しており、事業所数はもちろん、雇用においても、これら両管区の合計はヤンゴンをはるかに上回る。また、社会主義時代に、工業を計画的に地方に分散させたことも、ミャンマーが首都一極集中型の工業分布となっていないこと背景にある。

ミャンマーの製造業従事事業所の平均は、従業員5.1人、投資額30万チャット（約900ドル）、生産額（付加価値ベース）は87万チャット（約2,600ドル）ときわめて小さい。全国の中で、ヤンゴンの事業所が平均してもっとも大きく、従業員平均8.6人、投資額71万チャット（約2,000ドル）、生産額169万チャット（約4,900ドル）であった。このため、ヤンゴン管区は、事業所数で全国の14.7%を占めるにすぎないが、全国の28.7%の生産を行っていることになる。

	1994年度	(%)	1995年度	1996年度	1997年度	(%)
食品・飲料	27,747	59.6	28,559	28,627	29,036	56.1
衣類	2,966	6.4	3,705	3,819	3,916	7.6
建設資材	3,803	8.2	3,401	3,562	3,614	7.0
身の回り品	1,398	3.0	1,663	1,355	1,381	2.7
家庭用品	249	0.5	457	228	227	0.4
出版・印刷	359	0.8	367	354	367	0.7
工業用原料	2,222	4.8	1,312	1,765	1,810	3.5
鉱産品・石油製品	2,228	4.8	2,691	2,660	2,720	5.3
農業機械	60	0.1	241	82	83	0.2
機械・設備	204	0.4	580	323	331	0.6
輸送機器	146	0.3	172	191	201	0.4
雑貨	5,155	11.1	4,107	7,706	8,052	15.6
合計	46,537	100.0	47,255	50,672	51,738	100.0

注) 民間には協同組合を含む。  
出所) Review of the Financial and Economic and Social Conditions,  
Ministry of National Planning and Economic Development 1995/96, 1996/97  
and 1997/98

州・管区	企業数		雇用数		生産額		雇用/企業		生産/企業	
	(%)	(人)	(%)	(100万Kyat)	(%)	(人)	(100万Kyat)			
カチン(Kachin)州	850	2.3	3,061	1.7	375.2	1.2	3.6	0.44		
カヤー(Kayah)州	238	0.7	995	0.5	100.1	0.3	4.2	0.42		
カイン(Kayin)州	399	1.1	1,376	0.7	240.4	0.8	3.4	0.60		
チン(Chin)州	462	1.3	1,273	0.7	62.4	0.2	2.8	0.14		
サガイン(Sagaing)管区	3,948	10.9	15,697	8.5	2,701.9	8.6	4.0	0.68		
タニンタリ(Tanintharyi)管区	1,099	3.0	3,840	2.1	177.9	0.6	3.5	0.16		
バゴ(Bago)管区	4,534	12.5	24,469	13.2	4,369.0	13.9	5.4	0.96		
マグウェ(Magway)管区	2,152	5.9	7,506	4.1	973.9	3.1	3.5	0.45		
マンダレー(Mandalay)管区	7,998	22.0	39,132	21.1	4,281.9	13.6	4.9	0.54		
モン(Mon)州	1,812	5.0	6,365	3.4	1,705.1	5.4	3.5	0.94		
ヤカイン(Rakhine)州	900	2.5	3,703	2.0	755.8	2.4	4.1	0.84		
ヤンゴン(Yangon)管区	5,338	14.7	45,679	24.7	9,022.0	28.7	8.6	1.69		
シャン(Shan)州	2,317	6.4	7,780	4.2	754.3	2.4	3.4	0.33		
エーヤワディー(Ayeyarwaddy)管区	4,256	11.7	24,355	13.1	5,966.1	18.9	5.7	1.40		
合計	36,303	100.0	185,231	100.0	31,486.0	100.0	5.1	0.87		

出所) Ministry of Industry No.1資料より作成

(業種別工業総生産額の推移)

表 2-11 は業種別の工業総生産額の推移を示したものである。これによると、1997年度においても食品・飲料がミャンマーの工業総生産の82%を占めるなど、ミャンマーの工業の発展段階がまだ極めて低いことを示唆している。食品・飲料以外で比較的生産額が多いのは、鉱産品と工業用原料であり、いずれも一次産品加工型の工業と考えられる。

1987年度から97年度までの間に消費者物価は9.3倍に上昇したが、工業総生産額は、この間、16倍に増加した。成長がとくに高かった業種は、鉱産品、農業機械、工業用原料、食品・飲料であった。なお、衣類の生産はこの間のインフレの伸びを下回っている。のちに紹介する工業団地における衣類や履物輸出の増加と矛盾をするが、これは、1)衣類や履物の委託加工が急速にすすむようになったのがこの1~2年というごく最近のことであること、2)ミャンマーでCMP(Cutting Making Packing)方式と呼ばれる委託加工生産がごく最近まで、貿易の一部とみなされ、商業省登録企業として操業してきたところも多かったこと、つまり、工業生産とみなされない事業が多かったことなどを反映しているとみられる。

表2-11 業種別工業生産額(1987-97)

	1987年度		1992年度		1997年度 (暫定)		1987=100
		%		%		%	
食品・飲料	23,540	77.0	83,659	81.3	405,542	82.1	1,723
衣類	1,216	4.0	3,721	3.6	8,500	1.7	699
建設資材	997	3.3	3,378	3.3	6,553	1.3	657
身の回り品	310	1.0	1,325	1.3	4,800	1.0	1,548
家庭用品	183	0.6	431	0.4	995	0.2	544
出版・印刷	226	0.7	545	0.5	871	0.2	385
工業用原料	1,388	4.5	4,515	4.4	24,737	5.0	1,782
鉱産品・石油製品	1,043	3.4	3,140	3.0	32,797	6.6	3,144
農業機械	96	0.3	68	0.1	2,362	0.5	2,460
機械・設備	39	0.1	23	0.0	209	0.0	536
輸送機器	457	1.5	527	0.5	2,869	0.6	628
電気製品	207	0.7	367	0.4	590	0.1	285
雑貨	859	2.8	1,262	1.2	3,050	0.6	355
合計	30,561	100.0	102,961	100.0	493,875	100.0	1,616
消費者物価指数(Yangon) (1987=100)	100		292		934		

出所) Review of the Financial and Economic and Social Conditions,

Ministry of National Planning and Economic Development, 1991/92, 1995/96, 1997/98

Statistical Yearbook 1997

Selected Monthly Economic Indicators, July-August 1998

表2-12 業種別工業生産指数(数量ベース: 1985年度=100)

	1988年度	1994年度	1995年度	1996年度 (暫定実績)	1997年度 (暫定)
	食品・飲料	84.7	86.7	119.1	123.4
衣類	49.4	74.9	132.6	138.0	142.7
建設資材	67.0	112.9	124.7	134.5	143.5
身の回り品	35.6	71.5	114.7	110.5	126.0
家庭用品	108.0	126.9	171.5	203.2	204.5
出版・印刷	33.5	48.3	105.2	200.1	85.5
工業用原料	64.7	83.1	154.0	150.3	159.8
鉱産品・石油製品	77.0	84.7	91.1	102.7	159.9
農業機械	39.9	45.7	167.3	265.9	263.5
機械・設備	92.3	32.9	161.3	232.2	240.5
輸送機器	52.8	24.7	76.9	57.9	79.9
電気製品	49.4	66.9	38.8	44.1	68.6
雑貨	56.8	47.1	62.4	72.9	96.1
合計	77.5	83.7	118.4	123.7	130.1

出所) Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1997/98

## (拡大する工業団地)

ミャンマーの製造業の発展を見る際に注目すべきは、工業団地である。建設省は、1989年にヤンゴンから24キロメートルにあるニュータウン、“シュエピタ”に300ヘクタールの国内企業用の工業団地を造った。工業団地は道路を建設し、土地を国内企業に売却する形のもので、電力、排水などの設備が備わっていないが、国内に強いニーズが有り、瞬く間に売却できた。古い時代の不動産譲渡制限法で、長期の工場用地の手当てが困難なことがその背景にある。

“シュエピタ”の成功に気を強くした政府は、その後、92年にヤンゴンから16キロメートルにあるニュータウン、“ダゴン・サウス”に、95年にヤンゴンから18キロメートルのニュータウン、“ラインタヤ”に新たな工業団地を造成した。国内の強いニーズにより、その後も各工業団地は新たにゾーンを拡張した。その中で最もインフラ造成が整って

いる“ラインタヤ工業団地”は、土地造成に約40億チャットの投資を行い、1,120 エーカーを整備した。すでに293社（外資9社を含む）の入居が決まり、うち82工場が完成し、211工場が建設中である。国内資本による大規模な履物および衣類工場を見学したが、いずれも、操業1年で、100万ドル強の輸出を行っている。

建設省が造成した工業団地はマンダレーの2ヶ所を含め、すでに全国で計17ヶ所にもぼっており、98年8月時点の入居企業は3,713社を数える。300社以上の入居企業を持つ工業団地はイエナンチャウン、ヒンダタ、ダゴン・サウス、モラミヤイン、ミャウンミヤの各団地で、ダゴン・サウスを除くといずれも地方にある。

このほか、建設省と外資との合弁による工業団地もある。これらは、外資系企業向けのインフラの整った工業団地であるが、すでに三井物産がヤンゴン近郊の“ミンガラドン”に設立した。このほか、建設中のものとして、ヤンゴンのティラワ新港近くの“タンリン”（シンガポールとの合弁）、“ラインタヤ”（タイ企業との合弁）があるが、アジア経済危機の影響を受け、ミンガラドン工業団地の入居企業はまだ数社に留まっている。

工業団地への入居企業を訪問し、また入居企業のデータをみて感ずることは、国内企業の中に、委託加工の形で衣類、履物、電気部品、プラスチック製品などの生産を行い、輸出している企業が意外に多いことである。これらの工場は、いずれも操業から1～2年の新しいもので、設備も近代的である。外資は、ミャンマーへの投資リスクを懸念して、委託加工という形ではあるが、実質的に労働集約型製品の輸出基地にミャンマーを利用しはじめている。労働者は勤勉で、賃金は平均約5,000チャット（実勢レートで約15ドル）強ときわめて安価であることが評価されている。

こうした製品の輸出が急増しているにもかかわらず、ミャンマーの貿易統計には、委託加工による貿易が計上されていない。このため、ミャンマーの輸出構造は、一次産品がそのほとんどを占めるといふ植民地時代から変わらないような形になっており、貿易構造に最近におけるミャンマーの工業化の進展が反映されていない。

### 3章、アジア経済危機の影響とミャンマー政府の対応

#### 1) アジア経済危機のインパクト

ミャンマー経済は、1992年度から1996年度までの5年間に実質平均7.3%の高い成長を遂げたことは先に述べた。農業、建設および民間の通信、金融などのサービス・セクターが牽引車となった。この間の農業の伸びは目覚ましく、平均6.6%で成長した。農業生産の増加は、農産物取引の自由化による農民のインセンティブの強化に加え、灌漑事業の推進による大規模な乾期稲の導入、水稲の裏作としての豆類の生産拡大によるところが大きかった。建設は、政府の公共事業の積極的な拡大に加え、外国投資の流入や民間の住宅建設が活発化したことから、この間の平均伸び率は18%に達した。

この間、粗投資の伸びは、93年～95年度平均で約19%にのぼるなど、明らかに投資主導型の成長であった。しかし、一次産品に大きく依存し、輸出基盤が極めて弱体なミャ

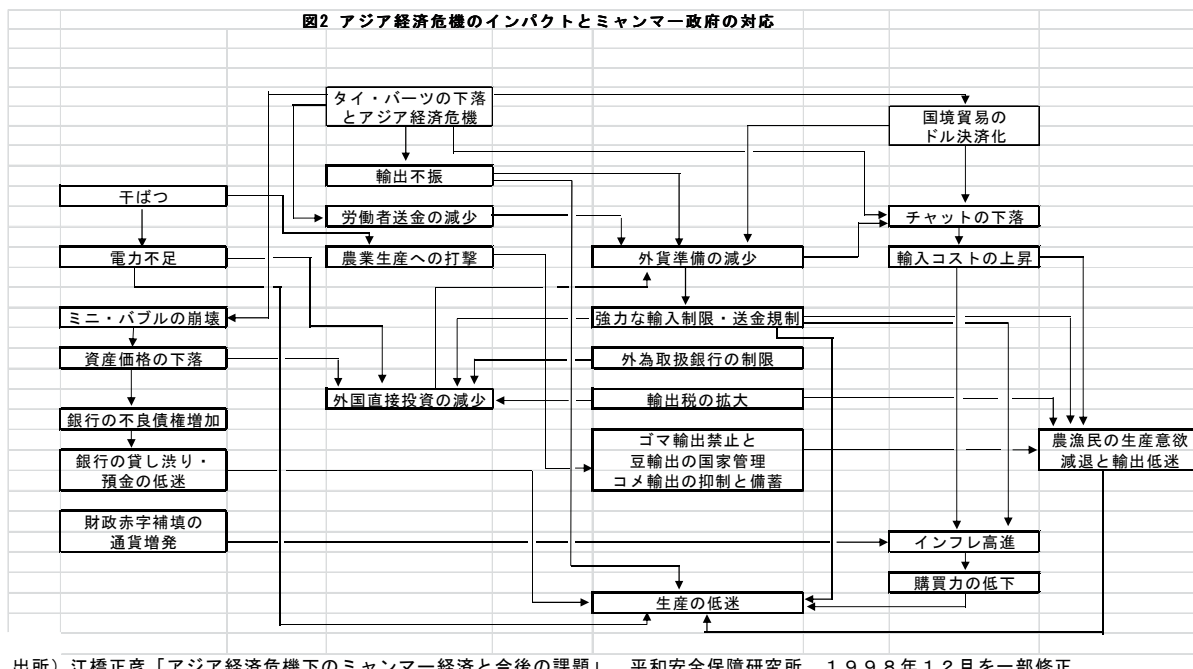
ンマーにとって、この投資主導の成長パターンは持続不能であった。投資の著しい拡大を反映し、輸入は 1993～1995 年度平均で約 20%増加したが、他方、輸出は伸び悩んだ。この結果、経常収支赤字が拡大し、外貨準備は減少した。

ミャンマー政府の選択は、輸入抑制以外に方法がなく、96年7月から民間の輸入ライセンス発給や輸入信用状開設を規制し始めた。当然ながら、政府の積極的な公共投資は、財政赤字の拡大ももたらした。中央政府財政赤字の GDP 比は、1993 年度の 2.2%から 95 年度に 4%に高まった。この結果、政府は資本支出の抑制を迫られることになった。

輸入抑制と政府の資本支出の削減は、それ以前の数年間にみられた“不動産ブーム”や自動車、携帯電話、家電製品などの贅沢品の“消費ブーム”を急速に冷やすこととなった。この結果、GDP 成長率は、94年度の 7.5%から 96年度に 6.4%に鈍化した(表 3-1 参照)。

97年の後半は、歴史的な大洪水に加え、アジアの経済危機が追い打ちをかけた。また、その後の干ばつは、農業生産に打撃を与えたばかりか、水力発電の能力低下で 98年4月以降、極端な電力不足をもたらした。

図 3-1 は、アジア経済危機や干ばつがミャンマー経済に与えたインパクトとミャンマー政府がとった対応を示している。アジア経済危機は、タイ・バーツ下落に伴うチャット安、アジア諸国の需要低迷による輸出不振、外国直接投資流入の大幅な減少(表 3-2 参照)、労働者送金の減少などをもたらした。また、タイの経済危機は、98年7月から予定していたタイへの天然ガス輸出による外貨収入(年間のミャンマー政府の取り分、約1億5、000万ドル)の入金スケジュールを狂わせることにもなった。



出所) 江橋正彦「アジア経済危機下のミャンマー経済と今後の課題」、平和安全保障研究所、1998年12月を一部修正

## 2) 政府の対応

外貨危機に陥ったミャンマー政府は、輸入制限の強化、外国送金規制、外貨の集中管理、

輸出産品の国家管理の拡大、輸出税の他品目への拡大に加え、対外債務返済の延期などで対応した。タイのパーツ危機以降にミャンマー政府がとった輸入抑制・外貨管理措置は以下の通りである。

- 97年7月 FECを引き当てとする外貨送金を1ヶ月あたり5万ドルに制限。「輸出第1政策」を採用し、輸出による獲得外貨の裏付けの無い輸入を厳しく制限。
- 97年11月 国境貿易のドル決済化
- 97年12月 全輸出品に2%の所得税を賦課
- 98年3月 輸出入業者が外国から輸入する際、非必需品（優先リストB）の輸入は、輸入の20%までに制限
- 98年3月 輸入禁止品目リストに酒、ビール、たばこ、ソフトドリンク、インスタントラーメン、人口調味料、ビスケット、缶詰（肉・果物）、果物の9品目を追加
- 98年3月 委託加工（CMP）方式に基づく輸入貨物に2%のサービス・フィーを課税
- 98年3月 国境貿易における輸出に対して、10%の手数料を課税（後に8%へ）
- 98年3月 民間9行に認められていた外為取引許可を取り消し（国営の外国貿易銀行および投資商業銀行の2行に集約）
- 98年3月 ゴマ、落花生、ナッツ類輸出の国家管理
- 98年7月 ミャンマー投資委員会認可の外国企業にも輸入ライセンス取得を義務付け（CMP方式の原材料輸入のみが輸入ライセンス取得を免除される）
- 98年8月 政府関係機関、国営企業の輸出入ライセンス取得免除を廃止
- 98年11月 ゴマ輸出禁止
- 99年1月 全輸出品に8%の商業税を賦課（これにより、従来、エビなどの水産品にかけられていた10%の輸出税が全輸出品に及んだことになる）

これらの措置は、緊急時のやむにやまれぬ措置とも考えられるが、これは明らかに、従来の対外開放、市場経済化の路線からの逸脱といえる。しかし、欧米諸国を中心とした経済制裁に加え、周辺諸国が経済危機に陥ったなかで、ミャンマー政府がとりうる対応は、ひたすら“内向き”の姿勢で守りを固める以外になかったともいえる。したがって、これらの措置はあくまでも緊急避難の措置であり、従来の自由化、市場経済化路線の放棄とみるのは当たっていないが、上記のミャンマー政府の対応が、“社会主義時代への逆戻り”との印象を内外に与え、かえって生産の停滞を招いていることは否めない。

ミャンマー政府は当面のミャンマー経済の危機を、ミャンマーの構造問題から生じたものと考えず、あくまでも近隣アジア諸国の金融危機の余波を受けて起こった現象にとらえ

ているきらいがある。本来であれば、この危機を機会に自国の構造改革を進める好機ととらえる発想が必要であるが、逆に防衛一辺倒に回り、改革・自由化を後退させている。

外国投資や歳入などの投資資金の減少による成長率の低下に際してミャンマー政府がとるべき措置は、「投資効率の向上と雇用の創出」に向けられるべきである。具体的には、1) 国営企業の合理化・民営化、2) 新規の資本集約的大規模投資の抑制、3) 民間中小企業への支援強化、4) 農業の振興（米の供出制度の廃止、輸出農産物貿易の自由化などのインセンティブの改善および農道・井戸・小規模灌漑など労働投入によるインフラ建設）、5) 既存インフラの修復、改善、6) 労働者訓練の強化、などが方策として考えられる。また、経常収支の悪化や外貨準備の減少に際してとられるべき伝統的な方策は、輸入抑制、為替切り下げ、緊縮財政金融政策の採用であるが、景気動向を見ながらここ当分引き締め気味に経済運営を図る必要がある。それと同時に、輸出振興政策の一層の強化、外資導入政策の大胆な規制緩和が不可欠である。

しかし、国営企業の経営悪化に伴う歳入減少、外貨不足に対する措置として、計10%の事実上の輸出税の一律課税が行われたほか、豆などの輸出の国家管理の拡大など、輸出や外国投資を逆にディスカレジする政策がとられている。輸出（外貨での国内販売を含む）にたいする10%の課税は、中長期的に輸出を阻害するだけでなく、おそらく、ミャンマー政府の意図に反して、課税逃れの為の過少申告により、輸出金額の減少や外貨の国外逃避を招く恐れが強い。

農業の振興は、たしかに政策の重点として掲げられているが、沼地の開墾とそこでの米、オイル・パーム、ゴムなどのプランテーション開発（銀行融資による投資拡大）などに主力がおかれており、価格や取引の自由化・規制緩和などにより農民のインセンティブを改善することで、単位面積当りの収量を上げるという本来あるべき方策に注意が払われていない。

#### 4章、ミャンマー経済の構造問題の関連図

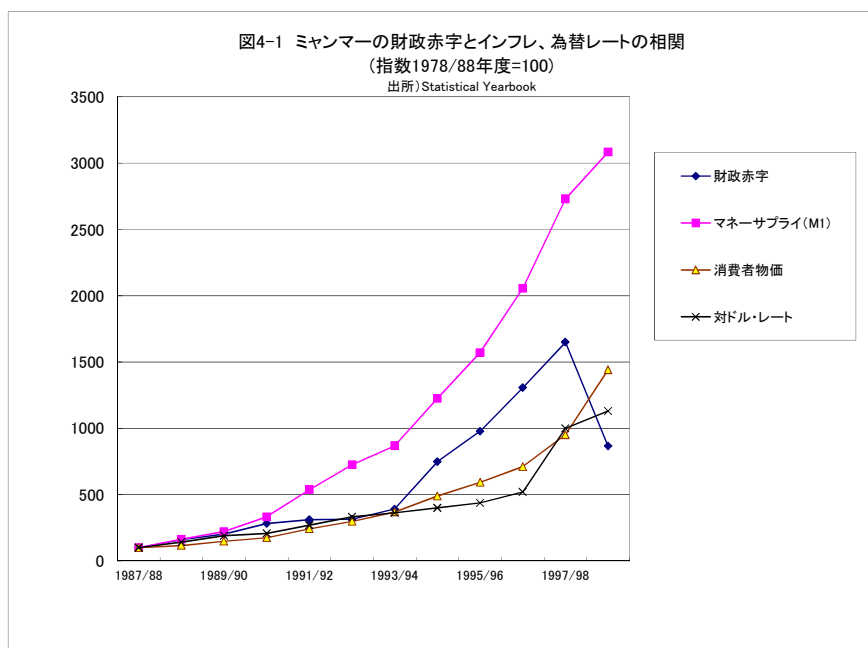
##### 1) マクロ経済の主要問題

慢性的な貿易赤字、激しいインフレ、低い貯蓄率と投資率、低い歳入水準と財政赤字、スローな産業構造変化、金融セクターや民間企業の未発達、電力・通信などのインフラの立ち遅れ、熟練労働力の不足などミャンマー経済は多くの問題を抱えている。

貯蓄率は、一時1970年代末から80年代初期にかけて平均約16%を記録したこともあったが、その後低迷し、1997/98年度においても12.3%にとどまっている。投資率も同時期に平均約21%を記録したが、現在は約12～13%台にとどまっている。

歳入の規模は相変わらずGDPの6～7%台と極めて低水準にあり、税収の対GDP比はむしろ近年低下傾向にある。歳出の規模は近年GDPの約13%台にあるが、国営企業の赤字が増加の一途をたどっており、これが財政赤字の約6割（1987/98年度）を占めている。なお、国営企業からの歳入勘定への所得移転は1997/98年度にGDPの3.1%を占めたが、

これを差し引いても、国営企業のネットの赤字は GDP の 1% にのぼる<sup>9</sup>。財政赤字を補填するための国債市場は育っておらず、もっぱら中央銀行の貨幣増刷による信用供与に頼っているため、これが過剰流動性をもたらし、インフレの最大の原因となっている。図 4-1 は財政赤字、通貨供給、インフレ、為替レート間の相関関係を示している。



1ドル=6チャットという公定レートと1ドル=330チャット(99年1月現在)という市場レートが併存する2重為替レートの問題は古くからのミャンマー経済の課題である。93年のFECの導入で、事実上、実勢レートでのビジネスが可能となったが、公的債務の返済、借款の導入などの政府による対外取引、国営企業の対外取引、外国資本導入の際の外資にたいするチャット建て評価、課税評価などで公定レートが使われており、これが価格の歪みを産んでいるほか、各種企業は複雑な会計事務を強いられており、経営や国民経済計算を困難にしている。

このように、ミャンマー経済が抱える課題は山積している。しかし、ミャンマー経済が抱える課題のなかで緊急かつ根本的な重要課題は、ミャンマーの慢性的な財政赤字、インフレ、国際収支の赤字の問題に絞られる。これらは、相互に関連しており、しかも、これらの主問題の発生原因をたどるとさらに様々な領域の諸問題が浮かび上がる。図 4-2 は、ミャンマーの財政赤字、インフレ、国際収支赤字という主要なマクロ経済問題が何に起因しているのか、必要な対策は何かを相互に関連づけてみたものである。

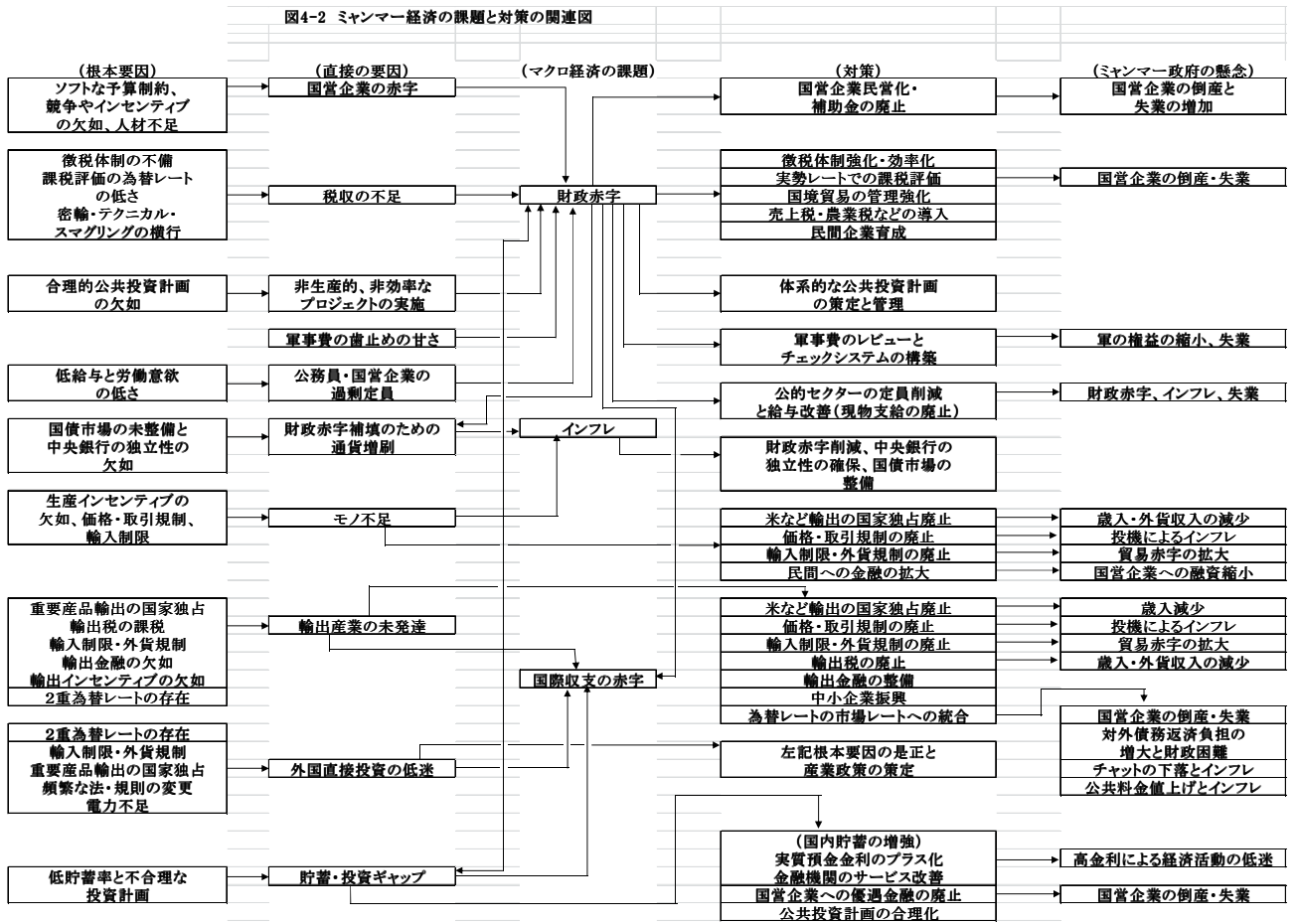
財政赤字、インフレ、国際収支赤字をもたらしている根本的要因は、2重為替レートや政府介入による価格の歪み、国営企業の非効率、民間企業の未発達、金融セクターの未整

<sup>9</sup> IMF, Myanmar-Recent Economic Developments and Selected Issues, May 22,1998, p.19.



備、中央銀行の独立性の欠如、税制と徴税体制の不備にほぼ集約される。

これらの諸問題に対してミャンマー政府がとるべき対策の方向は図 4-2 に示すように、比較的はっきりしているが、ミャンマー政府は、88年の暴動などの過去の反政府運動が経済政策の失敗が契機になって起こったという経験から、対策を講じた後の結果が、たとえば、国営企業の倒産、失業の増加、インフレの高進、外貨の枯渇などを招く恐れがあることに極度に神経質になっている。対策の結果生まれるプラス面の評価よりも、マイナス面を過大に見積もった結果、必要な対策を講じないという消極的、防御的姿勢を維持しているようにみえる。このミャンマー政府の防御一辺倒の姿勢は、現在、同政権が欧米諸国の制裁という厳しい環境にあつて、改革のための援助が先進工業国からほとんど期待できないことから、さらに増幅されている。



出所) 江橋正彦「アジア経済危機下のミャンマー経済と今後の課題」、平和安全保障研究所、1998年12月

## 2) 貿易赤字の原因とその関連図

他の多くの途上国同様、ミャンマー経済の最大のアキレス腱は貿易赤字である。輸出セクターが弱いため、景気が良くなると輸入が増え、貿易赤字が拡大、その結果、外貨準備が減少し、輸入抑制を迫られる。輸入抑制は生産や消費活動を冷やし、経済成長を低下さ

せる。そのため、輸出セクターを強化することがもちろん必要だが、貿易赤字の解消はそれだけでは不足であり、国内貯蓄を増強することで貯蓄・投資ギャップを縮小することが不可欠である。

**図 4-3** はミャンマーの貿易赤字の主要因とその直接の原因、その原因のよってきたる要因を相互に関連付けてみたものである。例えば、国内貯蓄の不足の原因は、1) 歳入の不足、2) 国営企業の非効率、3) 貯蓄奨励策の欠如、4) 金融システムの未整備、5) 民間企業の未発達、6) インフォーマル・セクターの大きさ、7) 農村の低所得などが関係している。また、歳入の不足の原因は、①二重為替制度の存在、②徴税体制の未整備、③租税負担の不平等、④国民の納税意識の低さ、⑤国営企業の非効率、⑥民間企業の未発達、⑦インフォーマル・セクターの大きさ、⑧会計制度の未整備が関係している。このように、貿易赤字を解消するには実に多くの分野でそれぞれ問題解決にあたる必要があることをこの図は示している。



## 5章、いくつかの政策課題とその対応策

すでに見てきたように、ミャンマー経済は相互に関連した多岐にわたる構造問題を抱えている。低開発の途上国共通の諸問題に加え、社会主義経済から市場経済への移行という政策課題もある。これらの課題のうち、ここでは、ミャンマー政府が未だに明確なビジョンを持ってない民間企業育成、外資導入、インフラ整備を含む産業政策のありかたと2重為替レートの統一の問題について、筆者の暫定的な考えを述べてみたい。

### 1) 工業化戦略のありかた

(農業基礎の発展戦略)

日本、韓国、台湾、中国、ベトナムなど多くの東アジア諸国と異なり、ミャンマーは広

大な耕地と可耕地を持っている。農家平均耕作面積6エーカー（約2.4ヘクタール）を有するミャンマーの農村は必ずしも労働力過剰とはいえない。したがって、都市の工業が農業部門から過剰労働力を低賃金で無制限に供給を受けて発展する形で、経済全体の発展を実現するというA.ルイスの「2重経済発展理論」<sup>10</sup>をベースにした工業化戦略は、ミャンマーには必ずしも適当ではないだろう。

ミャンマーの場合、機械化が伴わなければ農村から都市への人口流出は農業の不振を招く。したがって、現在の都市における過剰労働力を吸収したあと、工業が現在の低賃金の労働力をいつまでも得られると仮定することは難しい。他方、農業の機械化や農業投入財の増加は、農村の生産力突破がない限り困難である。

こうした基本構造を踏まえると、ミャンマーの発展戦略は、農業労働者一人当りの農業生産性を高める（他の東アジア諸国のように労働力の多投入による集約農業によって土地面積当りの生産性を高めることは意味が異なる）ことを基本とし、それを支えるための工業化があわせて進行するという形が基本的な戦略モデルとなろう。

農業の労働生産性を高めるには、まず、農民の生産意欲を高めるため、生産物の販売と価格、作物選択などにかかる諸規制の撤廃が重要である。それに加えて、灌漑、機械化、化学肥料・農薬などの投入財の増加が不可欠で、電力、道路などのインフラ整備も重要な不可欠要件である。農業への金融、農業技術の普及、輸出を含むマーケティング網も整備されなくてはならない。

しかし、灌漑や機械化、投入財の供給増加は、外貨を必要とし、また、財政からの巨額の投資を必要とする。農業部門の資本蓄積を待つだけでは生産力の突破に至るプロセスは長い。このため、農村における小規模工業や輸送・修理などのサービス産業を発展させるとともに、都市の過剰労働力やその他資源を活かした工業の発展による蓄積資本の農業部門への投入が求められる。灌漑や機械化による農業部門の発展は、輸出を拡大し、工業セクターにより大きな市場を提供するだけでなく、機械化によって過剰となった農村の労働力を都市の工業部門に提供するという重要な役割を果たす。この段階で、都市の工業部門はより上流の第二段階の輸入代替工業化に突入できる条件を整えることができる。

#### （複線型工業化戦略を）

ミャンマーの工業化戦略は、当分のあいだ、輸出指向の労働集約型産業と資源加工型産業を基本とし、一定条件を満たす輸入代替産業を選択的に育成するという複線型の工業化戦略が望ましいとおもわれる。ただし、輸入代替工業の育成にあたっては、1) AFTA自由化へのコミットメント、2) 国境貿易による中国、インド、タイ製品の流入を完全に防ぐことが困難なこと、3) 外貨の恒常的不足、などのミャンマーのおかれた環境をふまえることが重要である。現在は、2重為替レート政策のもとで輸入関税評価が市場レートをま

---

<sup>10</sup> Arthur Lewis, *Economic Development with Unlimited Supply of Labor*, Manchester: Manchester School of Economics and Social Studies, 1954.

だかなり下回っているため、実行関税率が極めて低い。また、密輸が多いことから、事実上、自由貿易に近いともいえるが、他方、輸入制限などの非関税障壁も多い。この環境下で興ってきている輸入代替産業のうち、非関税障壁の少ない業種については、今後も発展の可能性があると見て良いだろう。

#### (輸入代替産業育成の方針)

過去に、日本の賠償によって建設され、その後、円借款で支援を受けた自動車2工場、家電、ポンプの4大プロジェクトの失敗に見られるように、政府主導でかつ国営で行われた輸入代替プロジェクトの多くは成功しなかった。今後も、政府主導の国営の形での大型輸入代替工業プロジェクトの実施には慎重であるべきである。しかし、民間企業が自分のリスクで輸入代替産業に参入することはその限りではない。実際、民間企業の活躍や外資導入によって輸入代替が可能とみられる有望業種も多い。政府は、そうした企業の新規参入や発展を促進するような環境を整備する必要がある。現段階で、輸入代替型の有望産業(製造業)の条件と考えられるのは、以下のとおりである。

- ①輸送コストが高く貿易に不向きなもの
- ②労働集約的産業で資本集約度の低いもの
- ③ミャンマーの天然資源を活用でき、部品や原料輸入度合の低いもの
- ④内需規模の大きいもの

その産業例としては、例えば以下が考えられる。

#### (輸入代替型産業の有望業種例)

化学肥料、農薬、医薬品、繊維、セメント、造船(含む修理)、自転車・バイク組み立て、トラクター・ポンプ・田植機・ハーベスター・脱穀機・乾燥機などの農業機械、プラスチック加工(食器、バッグなど)、砂糖、食用油、精米、製粉、バッテリー、トランスフォーマー、アンテナ、家電製品組み立て、せっけん・シャンプー、紙・パルプ、自動車組み立て、食品加工(缶詰、スナック、インスタント食品、飲料など)、たばこ、酒・ビール、セラミック(磚子、衛生陶器、食器)、亜鉛鉄板、鋼材、鉄鋼構造物など。

なお、政府が輸入代替産業を振興する際に、以下の点に留意すべきである。

- ① 一定の保護を要するものもあるが、保護は期限付きであるべきである。
- ② 外貨節約、雇用創出、技術移転などの基準によりミャンマー経済に貢献度の大きいものにチャットの外貨交換を保証するなどのインセンティブ供与し、外資導入を図る。
- ③ 経営は、外資を含む民間を原則とし、国営は極力避ける。国が参加する場合でも合弁の形態をとることが望ましい。
- ④ 組み立て型産業の発展状況をみながら、外資導入などによる裾野産業の育成も政策の視野に入れておくことが重要である。
- ⑤ 民間中小企業に対する金融、技術・経営指導、市場情報の提供など政府の支援策を

強化する必要がある。

#### (輸出産業育成の方針)

現段階でのミャンマーの有望輸出産業（製造業）の条件として、次の2つがあげられる。

##### ①労働集約的産業

##### ②原材料が豊富で安価

その産業例としては、例えば以下があげられる。

##### (輸出産業の有望業種例)

衣類、手織物、履物、木工製品、家具、プラスチック製品、スポーツ用品、皮革製品、電気・電子部品、ワイヤーハーネスなど労働集約的な自動車部品、台所用品、手工芸品、食品（みりん、酒、漬け物、せんべい、プロイラー）、水産加工品（ペットフード缶詰など）、鉱産加工品（大理石、宝石）、陶器など。なお、輸出産業（製造業）育成の際には、とりわけ、以下の点に留意すべきである。

- ① 国際制裁の緩和やインフラ整備など、投資環境が整うまで委託加工方式を積極的に認めることが望ましい。しかし、中長期的にはCMPから脱却し、付加価値を高める方策を検討すべき。また、CMP方式の輸出産業の発展に伴ってそれに原材料やサービスを供給する産業を輸出産業と同等のインセンティブを与えて奨励することが望ましい。
- ② この分野で民間中小企業の果たす役割は大きい。輸出信用制度の構築のほか、デザインや品質の改善を支援する事業をミャンマー商工会議所などと協力して実施することを検討すべきである。
- ③ 工業団地内に保税加工区（あるいは輸出企業内に保税倉庫）を設け、輸出入の通関を迅速にする方策を検討すべき。また、輸出産業用の原材料輸入にあたって船積み毎に輸入許可を求める制度は改める必要がある。

## 2) 民間企業振興政策

民間企業振興政策は、経済の発展段階をふまえながら弾力的にそのメニューを変えていく必要がある。ミャンマー政府は94年10月に“ミャンマー市民投資法”を公布し、国内民間投資促進を打ち出した。この措置は歓迎される。しかし、まだ多くの面で民間企業を取り巻くビジネス環境は厳しい。

民間企業にとっての直面する問題は以下に集約される<sup>11</sup>。

1. 頻繁なルールの変更など不透明な政策
2. インフレと通貨の不安定、2重為替レートが存在
3. 外貨不足から来る輸入制限による機械・原料・部品の不足
4. 金融アクセスの不足と金融システムの未整備による決済上の不便

<sup>11</sup> これに関しては、海外協力基金開発援助研究所「ミャンマー経済の現状と課題」、1996年11月、p107-109に詳しい。96年3月にヤンゴン管区の民間製造業525社にたい

## 5.電力・通信インフラの問題

## 6.長期の土地リースの困難

これらの問題は外資系企業や国営企業を含むすべての企業が抱える問題でもある。解決に時間を要する問題を多く含んでいるが、できるものから早急な改善が求められる。

このほか、とくに弱小の中小企業にとって以下の政策が求められる。

- ①信用保証制度を含む中小企業金融のためのシステムを構築する必要がある。
- ②試行錯誤で経営を行っている中小企業、家内工業の経営者にたいするマネジメント教育や銀行融資の受信能力の向上のための教育を行う制度を大学やミャンマー商工会議所などとタイアップして作る必要がある。
- ③経営・技術・市場などの情報をシェアし、技術開発、市場開拓、金融などの分野での協業を促進するため、業種ごとの工業組合の組織化を奨励することが重要である。
- ④インフォーマル・セクターをフォーマル・セクターに転換することを奨励するため、登録企業にたいする税などのインセンティブを強化することが必要と思われる<sup>12</sup>。
- ⑤手織業、家具など伝統の手工業が安い衣料・繊維、建設資材などの流入や電力不足によって大きな打撃を受けている側面を重視すべきである。雇用、農村所得向上という観点からこれら産業の保護育成や輸出市場の開拓に政府が力をいれる必要がある。

### 3) 外資導入政策のあり方

(ベトナムとの投資環境比較)

---

して行ったアンケート結果が紹介されている。

<sup>12</sup> 発展途上国ではインフォーマル・セクター（統計に把握されない合法的な経済活動に従事するセクター）が大きいことはよく知られているが、市場経済への移行過程にあるミャンマーの場合、このセクターが極めて大きいと思われる。ミャンマーのインフォーマル・セクターを構成する主要部門としては、以下が考えられる。

- a. 報告されない貿易（輸出入とも）約5割
- b. 家計支出と報告された家計所得の差（都市生活者の副業など）
- c. 登録企業の過少申告（申告は実際の売上げの約5～6割?）
- d. 膨大な未登録の自営業・商店のモノ・サービスの生産、投資
- e. 公共事業への「労働奉仕」
- f. 未報告の軍の生産活動
- g. 公定レート計算による公的部門の生産活動の過小評価分
- h. 民間退職の金・ドル・人民元・パーツの運用による生産（インフォーマルな貿易や金融活動に反映?）
- i. 海外出稼ぎ労働者からの銀行チャンネル以外の送金

これらのインフォーマル・セクターをフォーマル化するため、法や市場の整備、統計上の工夫、フォーマル・セクターへの優遇策などを実施することが重要である。

表 5-1 は、同じように市場経済への移行過程にあるベトナムとミャンマーの比較を各方面から試みたものである。これをみると、市場経済化移行の初期条件ではミャンマーの方が優れているが、改革、とくに価格（為替レートを含む）面での自由化が遅れているため、ミャンマーの方が価格の歪みを大きく残してしまっている。また、政府への人材登用や政府役人の動機づけと言う点でもミャンマーはより問題を抱えている。しかし、民間企業や外資にたいする政府の姿勢はミャンマーのほうが比較的サポートティブであり、ビジネス環境としては概してミャンマーのほうが優れている感がある。1964年まで市場経済で経済運営を行ってきた遺産と「ビルマ式社会主義」の中でも個人農業、私的な小規模工業が存続を認められてきたことの意味は大きい。

にもかかわらず、外国投資の認可実績は、ベトナムが約330億ドル（98年11月16日現在）、ミャンマーが約71億ドル（98年11月末現在）と大きな差が出ている。この原因の一つとして、両国の人口（潜在市場）の差があげられる。ベトナムの人口が97年末で約7,700万、ミャンマーが約4,600万で、ミャンマーの人口はベトナムの60%にすぎない。所得が同程度で人口が少なければ、その国の市場はそれだけ小さくなる。国内市場をねらった輸入代替型の投資を惹きつけるには、ミャンマーのほうが明らかに不利である。

第2の理由は、欧米諸国を中心としたミャンマーにたいする国際的な経済制裁がある。この要因のほうはるかに重要である。このせいで、1988年以降、日本を含む先進諸国からの援助が得られないでいる。現在のベトナムへの国際援助の規模に照らして考えると、もし、制裁がなければ、ミャンマーは年間、少なくとも15億ドル程度の援助約束を受けることが可能と思われる。これは、ミャンマーの現在の輸出規模の約1.5倍にのぼるもので、この援助があれば、ミャンマーのインフラは急速に整備され、ミャンマー政府も外貨準備に悩まされず、さらなる自由化や改革に乗り出すことが可能になる。外国直接投資も、米国はすでに97年5月から米国企業によるミャンマーへの新規投資を禁止しているが、欧州企業や米国と取引の多い日本企業も制裁を恐れてミャンマーへの進出に躊躇している。また、米国や西欧諸国の一部はミャンマー産品にたいするGSP（一般特恵）を取り消しており、このこともミャンマーを欧米諸国への輸出基地にしようとする潜在投資家をディスカレジしている。

表1 2つの移行経済国:ミャンマーとベトナムの 投資環境比較		
	ミャンマー	ベトナム
<b>1) 市場経済移行への初期条件</b>		
市場経済の経験	有 (1964年ごろまで)	無 (南部は1975年まで有り)
農業集団化の経験	無 (ただし、計画栽培・供出制度あり)	有 (南部はごく短期間のみ)
農家当りの耕地面積	約2.3ha (しかし、土地無し労働者約2-3割存在)	約0.4ha
国営セクターの工業生産比率	32% (1989)	68% (1990)
企業経営者の存在	国営企業はミャンマーが有利	
企業家精神	ほぼ同等	
労働者の教育水準	ほぼ同等	
マルクス・レーニン主義の影響	ほとんど無し	指導層にまだ根強い
官僚主義の弊害	比較的小さい	大きい
統制による価格の歪み	ベトナムより比較的小さい	大きい
外国人への警戒・ナショナリズム (自給指向、国際分業への警戒)	比較的小さい	大きい
ハングリー精神・向上心 (人口密度、各戸当り耕地面積を反映?)	比較的弱い	強い
治安・規律	ほぼ同等でいずれも良い (宗教、統治機構のせい?)	
政権基盤	弱い	強固
国民国家統合の度合、国家への忠誠度	弱い (少数民族多し)	強い (南部はさほどではない)
共同体意識	ゆるい	北部は強いが、南部はゆるい
<b>2) 市場経済化への取り組み</b>		
価格改革	不完全	ほぼ自由化
為替レート改革	2重為替レートの存在	市場レートに統一
貿易自由化	ほぼ同程度に規制が残る	
国営企業改革	国家補助の存在	独立採算制 (国家補助の廃止)
資本市場の整備	ともに未整備	
金融セクターの機能	ともに弱体	
中銀による財政赤字補填	有り	無し
<b>3) 民間 (中小企業) にとってのビジネス環境</b>		
投資・営業許可の取得	比較的容易	困難
土地へのアクセス	比較的容易	極めて困難
金融へのアクセス	困難だが増加傾向	極めて困難
土地の担保	工業団地、自宅以外は不可	不可
土地による出資	不可	不可
外資との合併	比較的容易	極めて困難
海外市場情報へのアクセス	困難	困難
法規に関する情報へのアクセス	困難	困難だったが、最近改善
経営・技術情報へのアクセス	困難	困難
税制	ゆるやか	厳しい
労働者の訓練機会	困難	困難
通関	比較的容易	困難
機械・原材料へのアクセス	困難	困難
官庁の民間企業への姿勢	比較的中立 (製造業には支援)	民間企業に比較的冷淡
<b>3) その他</b>		
法整備	ほぼ同等に未整備 (しかし、ベトナムの法整備は急ピッチ)	
法規の頻繁な変更	ほぼ同等 (しかし、ミャンマーは告示を欠く)	
拝金主義	弱い	強い
外国援助の Availability	困難	容易
工業品輸出	少ない	急速に増加
インフラ	ほぼ同程度に悪いが、通信、電力はミャンマー不利	
居住の自由度	自由度かなり高い	制約あり
政府への人材登用	ベトナムの方が優る	
統計の Availability・信頼度	同程度に問題あり	
英語の普及	かなり普及	ほとんど通じず

出所) 筆者作成

### (外国投資誘致政策と外資導入政策の問題点)

日系企業などにインタビューして得られたミャンマーの投資環境上の問題点を整理すると以下の通り<sup>13)</sup>。

1. 二重為替レートの存在
2. チャットからドルへの転換の困難
 

輸入代替でミャンマーに有益な業種 (外貨節約、技術移転、雇用などの観点から) を優先業種として認定し、これら産業にドルへの交換を保証することが重要。
3. 保護を必要とする輸入代替プロジェクトにとって、実行関税率の低さ (関税評価の際の為替レートが原因) が問題。
4. ミャンマー政府の中長期的産業政策が不透明

<sup>13)</sup> 1998年11月～99年2月における日系企業へのインタビューによる。



5.広範な輸入規制の存在のせいで、必要な輸入が困難

6.複雑な貿易手続

とくに納期を守ることが大切な輸出産業にとって、1回の取引毎に輸入許可を要するのは致命的な障害。また、通関も必ずしも容易でない。工業団地の一面を輸出加工区と同じ待遇にするか保税倉庫を認めるべき。

7.輸出・外貨での販売にたいする合計10%の新税の賦課

8.電力不足と電力料金のドル払い

9.銀行からのドル引出し困難

10.通信料金の高さと劣悪な通信サービス

11.外国人に不利な2重価格制度

12.頻繁な政策変更（ゴマ、豆など、輸出税も）と貿易手続・通達の告示を欠く不透明な行政。

13.金融セクターの未整備（運転資金の海外借入れ困難、決済上の不便）

14.BOT関連法・制度の整備の遅れ

15.古い法律（会社法、不動産取引法など）の改正など法整備の遅れ

これらの諸問題の解決が、今後の課題である。このほか、外国投資誘致にあたって以下の点に留意が必要である。

①既進出企業の経営が順調にしていることが、ミャンマーへの新規投資家を呼びこむ際の最大の宣伝となることから、既進出企業との対話を増やし、彼らの苦情に丁寧に応えることが重要である。

②ミャンマーの産業政策ビジョンが不透明なため、外資にとって長期の進出計画を立てにくい。現在は各省がばらばらにプロジェクトや当該産業政策を立案しているが、長期の国民経済の方向をふまえた通商・産業政策全般を考える担当省を明確にすべきである。

③ミャンマーの民間との合弁事業の推進のためにも現行土地法の改正が求められる。

4) 電力インフラ政策のありかた

(電力供給の増強とその効果)

電力需要は、弾性値からみてもGDPの伸びをかなり上回って伸びるのが普通だが、ミャンマーは、過去5年の高度成長に見合う十分な電力投資を行うことができなかったことが最近の長時間停電の背景にある。電力投資が十分でなかった主な理由は、電力料金を極めて低く押えてきた（95～97年度にかけては1.3チャット/kwh、98年度に2.5チャットに値上げ）ため、電力公社に再投資の余力がなかったことが大きい。他方、電力コストは1.6チャット/kwhであるため、国がその差13.5チャット/kwhを補助しており、国の補助は月間20億チャットにのぼるといわれる。

電力料金を採算ベースにまで高め、料金を支払える層に広く供給するのが理想である。

農民は、以前より豊かになっても電気が無いので買う物が無く、金 (gold) を貯めているが、これでは生産のインセンティブとして働かない。電気がくれば、家電製品等の保有のために生産意欲を高め、生産性向上につとめることになる。また、農村の電化は農民の生活を大きく変えるだけでなく、工業製品に対する膨大な需要を創出し、ミャンマーの工業化を支えることになる。

都市部の電力消費者に関して言えば、補助金付の極端に安い電力料金で電力供給を受けている（公務員や国営企業職員はさらに各組織から補助を受けており、ほとんど無料に近い）。これが、電力の浪費を促進しているきらいがある。もちろん、経済的弱者に対する社会政策は必要だが、基本的に値上げされた料金を支払えなければ電力供給が受けられないという環境を作れば、省エネルギーも実現できるし、都市住民の労働意欲をかきたてることにもなる。極端に安い電力料金で長時間の停電を強いながら電力を供給し、国民の不満を昂じさせるよりも、高い料金を支払えば電力供給が確実に保証されるという持続可能なシステムを構築する必要がある。

#### （発電への BOT 導入）

現在、工業団地への電力供給に BOT(内外の民間企業が電力供給事業に参加し、投資資金回収後に政府に引き渡す方式)が検討され、すでに香港の企業が 100MW の石炭火力プロジェクトを実施することが決まったと伝えられる。この詳細は不明だが、一般に、1) 現在のミャンマー人向け電気料金（ミャンマーの一般消費者 2.5 チャット/kwh、産業用 3.5 チャット、外国企業 8 セント：約 27 チャット）と BOT の発電コスト約 7 セントとの乖離が大きいこと、2) チャットで得た電力料金収入をドルに転換できる保証がない、などのため外資は BOT への参加に消極的である。また、発電用の天然ガスのパイプラインの早急な敷設も前提となる。

現在の深刻な電力不足を短期間に解消するには、発電事業に外資を呼び込むことが不可欠である。そのため、BOT 法を整備し、外資に BOT または BOO (投資家が完全に所有し、政府に引き渡さない方式) による発電事業を公式に認め、チャットのドル転換を保証する。また、外資により発電される電力を買い上げ、工業団地や産業用に電力供給を行う。自家発電コストと同等の価格で、停電や電圧の大きな変動がなければ、現地企業も 27 チャット/kwh でも購入するはずである。

電力公社が高い電力料金をミャンマー企業から政治的にも徴収できない場合は、IPP (独立電力供給者) が発電した電力を専門に配電する民間との合弁の電力会社をヤンゴン、マンダレーに設立。配電網の一部を電力公社から買い上げ、産業用に供給する形をとることも考えられる。

その際、電力公社は、その他の一般消費者向けの電力供給に特化する。こちらも、現在の電力コストである 16 チャットを中期的に消費者に負担させることが望ましい。現行料金から 16 チャットへの値上げは、消費者に充分説明した上で 5 年計画で実施する。停

電で電気のありがたさを身に染みて感じている現在がむしろ値上げ説得の機会でもある。

ただし、社会的価格システムを中期的に導入、貧困層（小口消費者）に対する料金を10チャット/kwh程度におさえ、富裕層（大口消費者）にたいしては27チャット（8セント）/kwhとする。また、公務員にたいしては、給与改善（米などの現物支給廃止を含む）を契機に電力料金補助を廃止する。

最終的には、新設の民間電力会社の料金である27チャットに統一し、その段階で電力事業の再編（地域別民間電力会社制度）を行う。

#### 5) 為替レート政策

ミャンマーの経済発展にとって現在の2重為替レートを廃止し、市場レートに統合することが緊急の課題といえる。幸い、FECの導入によって、国民経済の大部分が市場レートで動くようになったため、公定レートの廃止による経済へのインパクトはそれ程大きなものではないと考えられる。

為替レートの一本化によるインパクトは、以下のようなプラスとマイナスの効果をミャンマー経済に与えることになると考えられる。

##### （プラス面）

- ・ 所得税収入の増加
- ・ 関税および商業税収入の増加
- ・ 実効関税率の適正化による国内産業の保護効果。
- ・ 外国投資の増加
- ・ 銀行経由による海外出稼ぎ送金の増加
- ・ 価格の歪み是正による資源配分の適正化
- ・ 国民所得勘定、国営企業経営管理、徴税などの経済管理の容易化
- ・ 農民や輸出産業（国営企業含む）の所得増加

##### （マイナス面）

- ・ 輸入代替型の国営企業の赤字増大（しかし、かなりの企業が製品値上げで対応するため、物価が上昇。また、製品値上げできない企業は、国家補助の増額を得るか、それができなければ、倒産となり、失業が増加する）。
- ・ 公共料金の値上げ（電力、石油、電話、輸送など）に伴う物価上昇
- ・ 市場レートでの関税評価による実効関税の増加に伴う輸入品価格の上昇
- ・ 政府の対外債務返済など外貨関連歳出（チャット・ベース）の増加

これらの当面のプラス・マイナスのインパクトの規模を数量化することは容易でないが、IMF (May 19, 1998)は、為替レートの一本化によるネットの短期的コストは、全体でGDPの2%程度の財政上のマイナス、消費者物価は10-15%程度の上昇と見込んでいる。

ミャンマー政府は、為替レート1本化によるマイナス面を過大評価し、投機によるチャットの大幅下落、国営企業の経営困難と財政の大幅悪化、諸物価の高騰を懸念し、IMFから

3カ年で約30億ドルの支援がないかぎり不可能ともらしていたが、最近では、「たしかに、それほどの援助がなくても為替レートの統一は可能かも知れない。外国から援助が得られれば実施したい」との見方になってきている<sup>14</sup>。為替レート統一により、最も打撃を受ける国営企業の改革プログラムとセットで日本が新宮沢構想や特別円借款枠などを利用して数億ドルのプログラム援助を提供できれば、改革は可能と思われる。なお、援助が得られない場合のミャンマーの選択は、現在、関税評価の適用レートを市場レートに近づけているように、国営企業の貿易レートを段階的に市場レートに近づけていくことで、一時的ショックを緩和するという方法も考えられる。

#### 6) シンク・タンクの創設とテクノクラートの活用

終わりに、ミャンマー政府の経済政策に関する意思決定プロセスについて、述べておきたい。軍政下にあつて、軍人が政権のトップに座り、経済に不慣れな将軍達がその場でトップ・ダウンで意思決定を行い、テクノクラートや経済学者、企業家の意見がほとんど反映されないという傾向が続いている。素早い決定は魅力はあるものの、その決定が国民経済的に合理的で、資源の浪費を招かない保証やチェックシステムが必要と思われる。現在は、トップの判断に必要な真の情報が上がらず、トップが判断を誤る可能性が高くなっている様に思われる。(各種生産統計も担当の大臣が自分の業績を誇示するため、実際の数字を底上げして報告するようスタッフに求めるケースさえあると聞いている)。

プロジェクトや政策、新たな通達などを決定する前に、これらを多方面から検討する機関が必要である。また、公共投資計画など各省が独自の判断でばらばらに政策やプロジェクトを決めており、経済全般を踏まえたフィージビリティ・スタディや総合調整が不十分にみえる。70年代に各種の通達を精査するためのテクノクラートによる各種委員会を計画・財政省のもとに設けたように、経済政策全般を研究するシンク・タンクを SPDC(国家平和発展評議会)あるいは国家計画・経済開発省に創設し、入念な調査を伴った公共投資計画の策定もここで行う必要がある。それとともに、シベリアン・テクノクラートの養成・登用とそれへのできる限りの権限移譲なども検討すべきと思われる。

---

<sup>14</sup> 1998年11月および1999年8月のエーベル議長府付大臣へのインタビューによる。

(参考文献)

- Josef Silverstein, “Burma Military Rule and the Politics of Stagnation”, Cornell University Press, 1977.
- Robert H. Taylor, “The State in Burma”, University of Hawaii Press, 1987.
- Mya Than & Joseph L. H. Tan, “Myanmar Dilemmas and Options”, Institute of South East Asian Studies, 1990.
- Emmanuel O. Almonte, et al.,” Small and Medium Enterprise and Private Sector Development Mission to Myanmar, UNDP/ILO Project MYA/89/003, UNDP, October, 1990.
- Robert I. Rotberg, “Burma: Prospect for Democratic Future”, The World Peace Foundation and Harvard Institute for International Development, Brookings Institution Press, 1998.
- American Embassy in Rangoon, “Country Commercial Guide: Burma”,1998.
- American Embassy in Rangoon, “Foreign Economic Trends Report: Burma”, July 1996.
- American Embassy in Rangoon, “Foreign Economic Trends Report: Burma,1997 ”, June 1997.
- IMF, “Myanmar: Staff Report for the 1998 Article IV Consultation”, May 19, 1998.
- IMF, “Myanmar: Recent Economic Developments and Selected Issues”, May 22,1998.
- World Bank, ”Myanmar: Policies for Sustaining Economic Reform”, October 16, 1995.
- United Nations Working Group,” Human Development in Myanmar”, July 1998.
- Myat Thein, ”Some Aspects of Economic Reform in Myanmar”, Paper Presented at the Round- table on Interaction between Myanmar and ASEAN-ISIS, Yangon October 27-30, 1997.
- Myat Thein, “ A Decade of Economic Growth and Macroeconomic Performance In Myanmar, 1986/87 – 1996/97”, Paper presented at Symposium on Current Economic Situation in Myanmar, Tun Foundation, September 1997.
- Myat Thein, “ Multi-dimensional Aspects of Private Sector Development in Myanmar 1988/89 – 1997/98, Mimeographed, Yangon, November 1998.
- Myat Thein, “Improving Domestic Resource Mobilization in Myanmar”, Mimeographed, Yangon, August 1998.
- U Myint, “ Thoughts on a Development Strategy for Myanmar”, Paper presented at Symposium on Current Economic Situation In Myanmar, Tun Foundation September 1997.
- U Myint, “ Present State of the Economy and the Bitter Pill”, Mimeographed, Yangon, August 1998.

Minoru Kiryu, ed., "ASEAN and Japanese Perspectives on Industrial Development and Reforms in Myanmar : A Survey of Selected Firms, The Sasakawa Southeast Asia Cooperation Fund, Chulalongkorn University Press, April 1998

Kyaw Htin, "Promotion of Small and Medium Enterprises in Myanmar", Paper presented for Seminar on SMEs and Industrial Parks Myanmar and ASEAN Experience, 30-31 March 1998.

Teruko Saito, Lee Kin Kiong, "Statistics on the Buemese Economy", Institute of Southeast Asian Studies, 1999.

Ministry of Finance and Revenue, "The Financial Sector Development in Myanmar", March 23, 1998.

Ministry of Natinal Planning & Economic Development "Economic Development of Myanmar", December, 1996.

ミャンマー経済懇談会「ミャンマー経済の現状と今後の開発戦略」、大蔵省財政金融研究所、1996年6月。

海外協力基金開発援助研究所「ミャンマー経済の現状と課題」、1996年11月。

桐生稔・西澤信善「ミャンマー経済入門」、日本評論社、1996年。

アジア経済研究所「国別通商政策研究事業報告書：ミャンマー」、平成9年3月。

アジア経済研究所「国別通商政策研究事業報告書：ミャンマー」、平成11年3月。